

# 平成 2 6 年川西町議会

## 第 2 回定例会会議録

開会 平成 2 6 年 6 月 9 日

閉会 平成 2 6 年 6 月 1 3 日

平成 2 6 年川西町議会

第 2 回定例会会議録

( 第 1 号 )

平成 2 6 年 6 月 9 日



## 川西町議会第2回定例会（議事日程）

平成26年6月9日（月）午前10時00分開会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	選挙第1号	議長選挙について
第4	選挙第2号	副議長選挙について
第5	選挙第3号	議会選出の委員の選挙について（式中組合議員）
第6		諸報告  議会報告 報告第3号 平成25年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書 報告第4号 平成25年度川西町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書 報告第5号 平成25年度川西町水道事業会計繰越計算書 報告第6号 定期監査報告について
第7		一般質問
第8	報告第7号	専決処分の報告について
第9	承認第1号	平成25年度川西町一般会計補正予算の専決処分について
第10	承認第2号	平成25年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分について
第11	承認第3号	平成25年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分について
第12	承認第4号	平成25年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分について
第13	承認第5号	平成25年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算の専決処分について
第14	承認第6号	平成25年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分について
第15	承認第7号	平成26年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について
第16	承認第8号	川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

第17	承認第9号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
第18	議案第27号	平成26年度川西町一般会計補正予算について
第19	議案第28号	平成26年度川西町水道事業会計補正予算について
第20	議案第29号	町長の専決処分事項に関する条例の一部改正について
第21	議案第30号	川西町情報公開条例の一部改正について
第22	議案第31号	川西町個人情報保護条例の一部改正について
第23	議案第32号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について
第24	議案第33号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第25	議案第34号	川西町税条例の一部改正について
第26	議案第35号	川西町火葬場条例の一部改正について
第27	議案第36号	川西町自家用有償バス事業に関する条例の制定について
第28	議案第37号	川西町立川西幼稚園預かり保育条例の制定について
第29	同意第2号	川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

(午前10時00分 開会)

議長 (森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより平成26年川西町議会第2回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町議長 (竹村匡正君) 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成26年川西町議会第2回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに重ねて御礼申し上げます。

本議会につきましては、平成25年度及び平成26年度の補正予算や条例改正の専決処分、平成26年度補正予算、条例の一部改正や制定など、多数の案件につきまして御審議をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

議長 (森本修司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番 今村榮一君及び6番 松本史郎君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日より13日までの5日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (森本修司君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より13日までの5日間と決定いたします。

(議長席 議長退席)

議会事務局長 (高間隆弘君) ただいま議長より辞職願が提出され、降壇されましたので、今村副議長、議長席にお着きください。

(議長席 副議長着席)

副議長 (今村榮一君) ただいまから議長代行を務めさせていただきます。皆様方、よろしく御協力のほど、お願い申し上げます。

議長・森本修司君より議長の辞職願が提出されました。議長辞職についてお諮りいたします。

森本修司君、退席をお願いいたします。

(森本修司君 退席)

副議長 (今村榮一君) 森本修司君の議長辞職願の朗読を省略し、議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長（今村榮一君） 異議なしと認めます。よって、森本修司君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

森本修司君に自席に着席していただきますので、しばらくお待ちください。

（森本修司君 入場）

副議長（今村榮一君） 森本修司君より、議長辞任の挨拶がございます。

森本修司君。

12番議員（森本修司君） 議長辞職に際しまして、一言御礼申し上げます。

議員皆様方には、1年間、議会運営並びに議会活動にいろいろお世話になり、ありがとうございました。未熟な議長でございましたけれども、議員各位を初め理事者皆様方の深い御理解と御支援をいただきまして、議会運営、議会活動も円滑に運ぶことができました。この場をお借りして、深く感謝申し上げます、お礼申し上げます。

これからも一議員として川西町のために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いしまして、挨拶いたします。

ありがとうございました。（拍手）

副議長（今村榮一君） お諮りいたします。

議長が辞任されたので、この際、追加議案として議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（今村榮一君） 異議なしと認め、日程第3といたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時06分 休憩）

---

（午前10時10分 再開）

副議長（今村榮一君） これより再開いたします。

日程第3、選挙第1号、議長選挙について、ただいまより議長選挙を行います。お諮りいたします。

議長選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、副議長よりの指名推選といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（今村榮一君） 異議なしと認めます。よって、副議長よりの指名推選とすることに決しました。

議長に松本史郎君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました松本史郎君を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（今村榮一君） 異議なしと認めます。よって、松本史郎君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松本史郎君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

松本史郎君より、当選の受諾及び挨拶がございます。

松本史郎君。

6番議員（松本史郎君）　ただいま各議員の御推挙によりまして、議長という要職に就くことになりました。未熟な私ですが、川西町の発展と町民のよりよい生活の実現のため、誠心誠意、円滑な議会運営に努める所存でございます。

地方分権が進展し、地方議会の役割がますます重要になっていく中、議会の使命達成のため全力を傾注してまいりますので、どうぞ今後とも議員皆様、理事者の方々の温かい御支援並びに御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、議長就任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

副議長（今村榮一君）　議長、議長席にお着き願います。

御協力、どうもありがとうございました。

（議長席　副議長退席、議長着席）

議長（松本史郎君）　改めて、おはようございます。よろしくお願いたします。

副議長・今村榮一君より副議長の辞職願が提出されましたので、この際、副議長辞職についてお諮りいたします。

今村榮一君、退席をお願いいたします。

（今村榮一君　退席）

議長（松本史郎君）　お諮りいたします。

今村榮一君の副議長辞職願の朗読を省略し、副議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松本史郎君）　異議なしと認めます。よって、今村榮一君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

今村榮一君に自席に着席していただきますので、しばらくお待ちください。

（今村榮一君　入場）

議長（松本史郎君）　今村榮一君より、副議長辞任の挨拶がございます。

5番議員（今村榮一君）　昨年5月に、皆様方より副議長という重責に推挙をいただき、今日まで皆様方の温かい御支援、御協力をいただき、無事何とか職務を全うできました。本席をおかりして厚く御礼申し上げます。

今後とも町政発展のため、より一層の尽力をいたしたいと思っております。

簡単ではございますが、辞任の挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

議長（松本史郎君）　お諮りいたします。

副議長が辞任されましたので、この際、追加議案として副議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 異議なしと認め、日程第4といたします。  
暫時休憩いたします。

（午前10時17分 休憩）

（午前10時44分 再開）

議 長（松本史郎君） これより再開いたします。

日程第4、選挙第2号、副議長選挙について、ただいまより副議長選挙を行います。

副議長選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長よりの指名推選といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 異議なしと認めます。よって、議長よりの指名推選とすることに決しました

副議長に石田三郎君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました石田三郎君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 異議なしと認めます。よって、石田三郎君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました石田三郎君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

石田三郎君より、当選の受諾及び挨拶があります。

石田三郎君。

3番議員（石田三郎君） 一言御挨拶申し上げます。

このたび、議員皆様方の推挙によりまして、副議長の要職に就任させていただくことになりましたことは、大変名誉なことであり、感激いたしておるところでございます。松本議長のもと、皆様方の御指導と御助言をいただきながら、その職責を全うするよう、一生懸命努めさせていただくつもりでございます。

議員各位並びに理事者の方々の御支援と御鞭撻をお願い申し上げまして、就任の挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

議 長（松本史郎君） 続きまして、お諮りいたします。

川西町・三宅町式下中学校組合議会議員であります森本修司君、今村榮一君より辞任願が提出されましたので、この際、川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 異議なしと認めます。よって、辞任願の朗読を省略し、川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の辞任の件を許可することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま欠員となりました議会選出の委員の選挙についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (松本史郎君) 異議なしと認めます。よって、本案件を日程第5に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (松本史郎君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (松本史郎君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

川西町・三宅町式下中学校組合議会議員に、石田三郎君と松本史郎を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議員を川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (松本史郎君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員が当選されました。

ただいま当選されました石田三郎議員、松本史郎が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

日程第6、諸報告に入ります。

議長報告として、総務建設経済委員長・松本史郎の辞任に伴い、大植正君が委員長に、総務建設経済委員会副委員長・石田三郎君の辞任に伴い、今村榮一君が副委員長に、それぞれ選任されました。

また、8件の陳情書と、町長より行政報告として、報告第3号から報告第5号の地方自治法施行令第146条第2項の繰越明許費繰越計算書をお手元に配付のとおりでございますので、御清覧おき願います。

報告第6号、平成26年3月から平成26年5月期までの例月出納検査の結果報告を木村監査委員より求めます。

木村監査委員。

監査委員 (木村 衛君) 平成26年3月から5月期に実施いたしました例月監査の

結果を御報告申し上げます。

堀監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、平成25年度並びに平成26年度の川西町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などにつきましては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議長（松本史郎君） 以上で諸報告を終わります。

続きまして、日程第7、一般質問に入ります。

順次質問を許します。

3番議員 伊藤彰夫君。

3番議員（伊藤彰夫君） それでは、議長の許可を得ましたので、質問いたします。

さきに通告してありますように、水道事業の将来計画についてであります。

本町の水道事業は、昭和49年に、各大字にあった7つの簡易水道を統合して川西町の水道事業が創設され、約40年が経過いたします。現在、吉野川の県水と町内の井戸水がほぼ半々の割合で水道水として使われていますが、施設の老朽化が課題となっていました。

昨年度末に報告された川西町水道事業計画の基本方針では、平成30年度を目標に浄水施設を廃止し、全量県水受水へ移行すると提言しています。その理由として、今後、浄水場やポンプ施設の設備更新が必要で、多額の費用を要すること、将来的に水需要が減少傾向にあること、地下水の水質の劣化などの課題があり、これらの解決策として、全量県水に切りかえるとしています。

私は、水道水に使われている井戸水の水質を心配していましたので、吉野川の水が100%になることに対しては安心いたしております。

そこで、本町の水道事業の将来計画について町長に質問いたします。

まず1点目は、今回の提言についてであります。

今年度の予算には、水道事業計画の策定が計上されていますが、提言をもとに、平成30年度を目標に浄水施設を廃止して全量県水へ移行するという方針を、町は既に決定したものなのか、あるいは今後の計画策定の検討後に決定するのか、町長のお考えをここで改めて確認しておきます。

2点目は、水道料金についてであります。

昨年議会において、県水の値下げに伴い、町の水道料金も下がるのかと質問したところ、将来計画も踏まえて検討することでした。

今回、全量県水にした場合、井戸施設の維持費がなくなり、将来的に給水単価が下がり、水道料金の値下げが期待できると私は考えていますが、今後の見通しはどうでしょうか。

3点目は、水道料金の滞納対策についてであります。

水道事業の第一義的目的は、安価な水を安定的に供給することであるとともに、

独立採算制と公平性の原則から、水道料金を全世帯から徴収しなければなりません。そのためには、滞納をなくし、徴収率の向上を図る必要があります。本町では滞納対策をどのように進められているのでしょうか。

4点目は、水道事業の広域化についてであります。

現在、県水100%の自治体は、大和高田市、香芝市、上牧町、高取町、明日香村の5団体あります。今回の報告では、水道の広域化については触れられていませんが、県水100%の自治体が多くなれば、広域化あるいは一元化することが可能になります。そうなれば、給水事業や徴収事務を効率化でき、人件費などのコスト削減ができるのではないのでしょうか。ひいては水道料金の値下げにつながるものと考えますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

以上、御答弁をお願いいたします。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 本町の水道事業は、伊藤議員がお話しになられたとおり、昭和49年3月に創設事業認可を受け、全町を対象に給水を開始し、現在まで二度にわたる変更認可を得て、安全で確実な給水をもって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与してきました。

しかし、本町の浄水場は経年化してきており、また、一部の取水井戸において地下水質の劣化等やポンプ施設などの故障が頻繁に発生しているところでございます。

そのような状況を踏まえ、中長期的な本町の水道事業のあり方を、施設整備、財政シミュレーションなどのさまざまな検討をし、川西町水道事業計画を作成したところでございます。この水道事業計画の中では、現状の県水及び自己水比率で運営した場合、また、県水及び自己水比率は現状維持のまま浄水施設を更新した場合、県水比率を70%にして浄水施設を更新した場合、全量を県営水道受水にした場合の4つのパターンで財政シミュレーションをしております。4つのパターンの中では、最初に申しあげました現状のまま運営するのが、浄水施設の経年化により、減価償却費、起債の償還額が減少し、自己水の製造コストが県営水道の受水単価より低額になっており、短期的には財政的には一番有利な状況となっております。

しかしながら、将来的に現有浄水施設の老朽化に伴う施設更新が必要となることを加味しますと、県営水道を全量受水する方法をとることが一番の選択となり、また、より良質な水道水を供給できるということで、浄水施設を廃止し、全量を県水受水へ移行するという判断に至ったところでございます。

次に、水道料金についてでございますが、先ほども申しあげましたとおり、現状の経年化した施設での自己水の製造コストは、県営水道の受水単価より安価となっております。よって、全量を県水受水にした場合においても、将来的な財政見通しは依然厳しい状況と予想され、全量を県水受水に切りかえる際に、より経済的な県水直結配水方式の導入などを検討し、より歳出の削減を図っていきたいと考えております。

また、今後、排水管の老朽化に伴う更新工事が必要な時期を迎え、それに係る多額の経費が必要となってきますが、料金の値上げにならないよう、適切な更新計画

を策定するなど、健全な水道事業経営を行っていきたいと考えております。

次に、水道料金の滞納対策については、伊藤議員の御指摘のとおり、水道事業は水道料金で運営されており、料金をお支払いいただけないということは、水道事業の運営に支障を来すということであり、また、受益者負担の公平性の観点からも問題があるところでございます。

納付期限内に水道料金のお支払いがない場合に、督促状を送付します。督促状の指定期間内に納入のない場合は、再度期限を定め、催告書により催告いたします。催告書に指定した日を経過してもなお納入のない場合には、未納理由を調査し、納入指導を行います。それでも納付に応じていただけない場合には、水道給水停止予告通知書により、給水停止を予告します。水道給水停止予告通知書に指定した期限を経過してもなお納入がない場合には、給水停止をすることになります。

御承知のとおり、水道会計は、3月31日までのものを当該年度の収入とするものでございますが、一般会計と同様の方法で5月末日までを収入として算出いたしますと、平成24年度現年度分は、徴収率98.33%、平成25年度の現時点における徴収率は99.02%となっております。また、過年度の滞納金の対応については、昨年10月に税務課職員1名を上下水道部に3カ月間短期に派遣し、滞納者に催告書を発送して納付相談等を集中的に実施いたしました。このことにより、平成24年度8.94%であった徴収率が、平成25年度は現段階において19.32%まで向上しております。

また、平成25年度中に水道給水停止予告をした件数は60件で、そのうち2件については給水停止を執行いたしました。さらに、現在納付誓約覚書により分納中の件数は91件となっており、滞納対策については引き続き厳正かつ適正に対処してまいります。

次に、水道事業の広域化については、奈良県が平成23年に作成された県域水道ビジョンで、川西町が属する県営水道エリアの広域化モデル案として、県営水道、自己水の最適化を踏まえた県営水道を軸とした垂直連携、施設の共同化と奈良市水源の有効活用を視野に入れた将来的な水道一元化を提案されています。その概要は、県営水道受水市町村の多くの浄水場が今後更新時期を迎える中で、水道施設の配置見直しを検討し、将来的に自前で水源や浄水場などの改修を行った場合と県営水道への転換を図った場合について経営シミュレーションを行った上で、施設更新の最適化を検討し、水源として県営水道を選択したほうが事業の効率化を図れる場合、浄水場・自己水を廃止し、県水への転換により二重投資の解消を図るとなっております。

今回作成した川西町水道事業計画もその提案に沿ったものであり、全量を県水受水とすることは、広域化の垂直連携の一つであると認識しております。また、県域水道ビジョンの中で、奈良県の役割として、広域化の方向性を提示し、広域化推進に向けた調整や進捗管理を行うことにより、広域化を推進するということになっております。本町としても、広域化を実行する主体であり、水道サービス水準の確保・向上、経営基盤の強化に向けて、県及び関係する水道事業体と連携して、広域

化を推進していく所存でございます。

以上です。

議長（松本史郎君） 伊藤議員。

3番議員（伊藤彰夫君） まず、本町の将来計画についてでございますけれども、全量県水にするという方針のもとで進められているということで、安心いたしました。目標に向けて着実に準備を進めていってください。

水道料金につきましても、現状よりも少しでも安くなるように、今後の検討に期待いたします。

滞納につきましても、いろいろ段階を踏んで鋭意取り組んでおられます。今後も水道部が一丸となって滞納ゼロを目指して推進していただきますよう、要望しておきます。

4つ目の広域化につきましては、奈良県の広域化の推進もありますし、周辺の市町村の動きもございます。広域化、一元化については、私はメリットが大きいと考えております。早期に実現できるように要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

議長（松本史郎君） 続きまして、2番議員 堀格君。

2番議員（堀 格君） 堀でございます。2点ばかり質問させていただきます。

まず1点目は、幼稚園の預かり保育の関係でございますが、現在開かれている国会におきましても盛んに議論されておりますように、来年施行される子ども・子育て支援法は、その目的の一つといたしまして、子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保するということを目的に挙げております。また一方、現在の安倍内閣が進めておりますアベノミクスの成長戦略の中で、「女性が輝く日本」と題しまして、女性の社会進出が重要課題の一つに挙げられております。現在、女性の就業率というのは68%だそうですが、これを5%上げて73%にするというのが安倍内閣の目標だそうであります。

こういった状況下におきまして解決しなければならない問題が、共働き等家庭の子どもの取り扱いであります。現在幼稚園を利用する満3歳以上の子どもの中には、共働き、あるいは病気、介護等の状況の家庭の子どもももちろん一定程度含まれております。その中で、特に保育の必要性の下限時間周辺の短時間就労の家庭——難しい表現になっておりますが、要は、まだ保育所に入るだけの就労はしていない、だから保育所には入れられないという家庭、それから、もう1つは、幼児期の学校教育と保育の両方のニーズを持つ家庭——これも難しい表現になっておりますが、保育しなきゃならないので保育所に預けるけども、自分としては本当は学校教育法に基づく幼稚園に入れたいんだ、こういう要望を持った家庭がありまして、この2つの問題を解決していくには、いわゆる幼稚園における預かり保育の取り組みの充実によって対処していかねばなりません。もちろん、この子ども・子育て支援法によりますと、将来的には幼稚園が認定こども園に移行することによりまして、これらのニーズに答えていくということは考えられておりますが、認定こども園のため

には、施設整備など一定の検討やら準備期間が必要となるところであります。

また、もう一方、我が国における現在の大きな問題といたしまして、東京に人口が集中いたしまして、東京に集中すると、特に女性の未婚率が東京は格段に高いということで、これが日本の少子化の進行に拍車をかけているわけでありまして。これを解決するためには、やはり地方が頑張らなきゃいけない、地方におきまして就職の機会と住環境の整備が求められているということでもあります。

こういったような状況を踏まえまして、このたび当川西町におきまして、幼稚園における預かり保育というものが町長の決断によりスタートするということになりましたのは、まことに喜ばしいことでもあります。子ども及びその保護者が、その置かれている環境に応じまして、子どもの保護者の選択に基づきまして、良質かつ適切な教育及び保育、その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供される、この提供体制を確保していくことが何よりであります。

このたびスタートする預かり保育の概要につきまして、御紹介いただきたいと思っております。

もう1点は、乳幼児への行政の対応の関係であります。残念ながら児童虐待とか育児放棄といったニュースが相変わらず多いというのが現状であります。最近も5歳児の白骨死体が発見され、しかも7年間放置されていたという、何とも悲しい事件がございました。この件は、行政におきましてもう少し踏み込んだ対応をしていれば、少なくとも死亡という事態は避けられたのではないかとというふうに言われております。

川西町におきましても、こうした児童虐待とか育児放棄といった事案がないわけではないと思っております。悲惨な事態は何としても避けねばなりません。それぞれの成長過程におきまして、行政としてチェックできる機会はあると思っておりますので、川西町ではどういう対応をされているのか、お伺いしたいと思っております。

以上2点でございます。よろしくお願いたします。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 1つ目の御質問、幼稚園の預かり保育についてでございます。

幼稚園においての預かり保育の取り組みにつきましては、昨年12月に堀議員より御質問をいただき、今後予定されている希望アンケートなども参考として、前向きに検討していきたい旨、御回答申し上げます。

社会の変化から保護者の就労形態が多様化している現状、また、アンケートにより保護者の皆さんから実施への希望が多く寄せられたことなどを踏まえ、教育委員会を中心に検討いたしました結果、幼稚園における預かり保育の実施は、幼稚園教育を希望される保護者の環境づくり、さらには本町においての子育て支援の一端にもつながるものとの判断から、川西町幼稚園での預かり保育の実施に係る条例の制定について、今議会に提出させていただいております。

それでは、その概要について御説明申し上げます。

今回提案させていただいております預かり保育事業は、原則として毎週月曜日から金曜日の平日5日間とし、通常の教育時間終了後から午後4時まで、また、長期休業期間につ

いては、夏季休業期間中の平日午前9時から午後4時までの時間帯においての実施としたいと考えております。また、保育料につきましては、既に取り組んでいる市町村などの料金設定なども参考として、幼稚園開園日については日額300円、夏季休業期間は日額900円に設定いたしました。利用要件などの詳細につきましては規則で定めることとなりますが、でき得る限り利用条件については緩和し、保護者の方に広く利用していただけるようにと考えております。

また、保育業務に携わる者については、新たなパートの雇用を考えておりますが、可能な範囲での現幼稚園教諭などの活用についても調整してまいりたいと思っております。

なお、まだその詳細は示されてはおりませんが、来年度より子ども・子育て支援制度の実施が予定されておりますことから、その内容によっては少なからずの変更が生じる場合があることについて、お含みおきをいただきたいと思いますと思っております。

次に、乳幼児への対応についてでございます。

川西町では、保健センター保健師が、乳児家庭全戸訪問事業として、生後すぐから4カ月未満の赤ちゃんのおられる全ての家庭を訪問し、育児相談、養育環境の把握などを実施しております。

乳幼児健診事業として、保健センターにおいて、4・5カ月児健康診査（年6回）、10カ月児健康相談（年4回）、2歳児歯の教室（年3回）、1歳6カ月児健康診査（年4回）、3歳6カ月児健康診査（年4回）を、母子保健法に基づき、健康診査及び保健指導を個別に案内を郵送して実施しております。

虐待の早期発見、疾病の早期発見、育児支援を目的に事業を実施しておりますので、未健診児への対応としては、まず電話で受診の再勧奨を行い、それでも受診できない乳幼児がいる場合に、その児童が保育所や幼稚園に通っていない未所属児童の場合には、家庭訪問による直接確認、保育所や幼稚園に通っている場合には、直接保育所や幼稚園に確認を行っております。

保健センターでは、年齢に関係なく、保育所及び幼稚園に所属するまでの全ての児童の確認を行っております。教育委員会においても、新1年生の入学の確認を行っており、もし入学していない児童がいれば、必ず本人確認を行っております。健康福祉課においても、今年度5月に、川西町における児童虐待防止対策の取り組み状況にかかわる調査において、未所属児童の実態把握を行っております。川西町では、確認のとれていない乳幼児は存在しません。確認により、少しでも虐待が疑われた場合には、健康福祉課内に設置している川西町要保護児童対策地域協議会事務局に通告をして、川西町要保護児童対策地域協議会として各関係機関が連携しながら適切に対応しております。

この川西町要保護児童対策地域協議会とは、児童虐待などで保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対し、複数の機関で援助を行うための法定化されたサポートネットワークです。奈良県中央こども家庭相談センター、奈良県中和福祉事務所生活保護係、天理警察署生活安全課、児童家庭支援センターあすか、川西町民生児童委員、教育委員会事務局総務課、住民生活課、健康福祉課、保健センター、その他関係機関で構成されており、情報を共有しながらチームで対応しています。

このように、子どもの各成長段階において行政としてチェックできる体制を整えており

ます。

以上です。

議長（松本史郎君） 堀議員。

2番議員（堀 格君） まず、2点目の乳幼児への対応でございますけども、今、町長から御説明がありましたように、当川西町では非常にきめの細かい対応をされているということで、これは非常に素晴らしいことだと思いますので、今後とも継続してお願いしたいと思えます。

その中で、特に児童虐待とか育児放棄というやつですね。昨日の新聞にも載っていましたが、児童保護施設に入所されている方は、繰り返し入っている方が非常に多いという話でございますので、対応している福祉部長のところの担当者は、目立ちませんけども、非常に骨の折れる仕事だと思いますので、いかに熱意を持ってやるかということが——繰り返し入ってくるなり、一旦外へ出て、そこでまた虐待が行われるというのが非常に多いですから、その辺の見極めとか、非常に難しい問題だろうと思えますが、ひとつ担当の方に、町長、副町長あるいは福祉部長、激励してやって、お願いしたいと思えます。

それから、預かり保育の問題であります。このたびスタートするというのは、まことに結構なことであり。冒頭にちょっと余計なことを申し上げましたのは、背景として、今後ますます保育を必要とする家庭というのが増えていくわけであり。特に、現在議論されております扶養控除がなくなるとかという話。最終的に税制がどうなるかわかりませんが、ということ、要するに女性が週2日なり、できれば働きたいという方が増えてくるわけであり。そういうことを考えますと、教育委員会のほうでとりあえず預かり保育のスタートは4時までということになっております。いろいろ若いお母さん方にお話を聞くと、できれば5時にしてほしいという希望もありますので、その辺の問題と、とりあえず幼稚園での預かり保育がスタートしますけども、もう一つ今大きな問題になっておりますのが、小一の壁というのがあるんですね。小学1年生の壁という意味ですが、小一の壁というのがあります。保育園なり幼稚園の預かり保育で、とりあえずそのときはパートなり仕事ができるけども、小学校に上がった途端に、小学校1年生というのは非常に早く帰ってくるわけですね。ということは、幼稚園とか保育園に行っている間は仕事ができるけれども、小学校に上がった途端にパートをやめないかんと、いう現象が次に出てまいります。

今、学童保育というのがありますが、当川西町の学童保育も、ちょっと前までは30人とか40人と言っていたのが、何と今は70人になっております。この学童保育は、就労条件が保育園に預けるのと同じように厳しいですから、もうちょっと就労条件を緩やかに、文部科学省が進めている、いわゆる放課後学校教室というやつですね、就労条件の緩やかなやつ、これをまた当川西町でも実施できるように、教育長、ひとつ次のステップで御検討いただきたいと思えますので、よろしく願います。

以上でございます。

議長（松本史郎君） 教育長。

教育長（山嶋健司君） 今、2点ありました。預かり保育の17時までの件と、小学校における放課後預かり教室についてでございます。

まず、預かり保育の17時までの件ですけれども、さきに町長からお話がありました。これから示されるであろう子ども・子育て支援制度の内容、それと現預かり保育の利用状況、保護者の希望等も踏まえまして、これから来年度になるかなと思うんですけども、また検討させていただきたいというように考えております。

続いて、小学校における放課後預かり教室の件ですけれども、現在、見守り隊の御支援を得て、集団下校を基本として小学校においては実施されております。

学童保育につきましては、70名という状況の中で、いっぱい状況にあると。それと、学童保育の入所にはそれなりの条件も要しているということはあるんですけども、これらを踏まえまして、学校、関係機関と御相談しながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（松本史郎君） 続きまして、11番議員 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） それでは、前の2人に続きまして町長に質問いたします。

内容は、さきに通告してありますように、結崎駅周辺の整備構想についてであります。

本構想につきましては、町長初め皆さん御承知のとおり、目下、結崎駅周辺の整備計画が練られまして、駅舎のリニューアルを初め、駅の南北にあります踏切道の拡幅、駅前広場の整備、駅の東側方面での道路の拡幅、西側方面での新たな南北間を結ぶ動線の確保等々が、28年度からおおむね5カ年計画で整備するべく、たたき台を仕上げ、これからそれに向けた取り組みを進めていこうというところであります。

今般、これらに関して、町広報を通じ、経過報告として住民の皆さんに紹介されたことから、一定の方向性が出されたものとして、住民の皆さんの受けとめも始まることであらうでしょう。

もともとこの周辺整備に関して、利用者の皆さんや住民の皆さんからの提起は、南北の踏切道の拡幅、駅前広場の活用を含めた駅西側での南北の動線の確保、駅舎で言えば西側改札口の設置等々であります。

これらを背景にして、これまでも懸案事項として議論を重ねてくる中、竹村町長が就任なさる前の話になりますが、一連の動きとしては、本町の第2次基本構想の後期計画をまとめるに当たり、改めてニーズ調査を行い、前町長が計画化に踏み切り、今日に至っている取り組みであります。

いずれにしても、多額の財政出動を伴う計画でありますし、現在担当部局から聞いている話では、マックスの見積もりでありますし、事業費の半分以上を近鉄の所有となる駅舎に費やすことにもなり得るようでありますし、今も触れましたように、一連の取り組みが経過する中、竹村町長が昨年8月に就任なさいました。記憶に新しいと存じますが、就任早々に結崎駅からの駅員さんの引き揚げの話が舞い込んでまいりまして、この件に関し、事態の打開に向けて、いかに無人の時間帯を

なくしていくかで議論もし、各方面に手を打ちましたが、現在のところ、残念ながら改善には至っておりません。今後も検討課題として課せられている問題であります。その折にも議論を交わしましたように、今般進めていこうとしている整備計画の影響は否めない旨、町長も憂慮なさっておいででありました。

当然中身の変更は余儀ないものと存じますが、この辺のところはいかがお考えになりますか。計画を仕上げていくに当たり、今日における減少に向かう本町の人口動態や、それを見据えての近鉄の動向、今後の結崎駅の利用の見通し状況等々を勘案した上での町長の御所見をお聞かせください。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 駅前周辺整備構想についてでございます。

近鉄結崎駅周辺整備については、住民の皆様様の安心安全のため、駅周辺における課題や問題点の解決に向けて、平成23年度から本格的に取り組み、昨年度、近鉄結崎駅周辺整備基本計画を策定いたしました。この基本計画においては、南北踏切の拡幅や駅東側からの改札への動線、駅西側における南北を結ぶ動線や駅舎整備などなどの課題解決を盛り込んでおります。

その中でも事業費が最も多額となる駅舎整備に関しましては、結崎駅の省人化に伴う駅構内の安全な利用とバリアフリー化などの整備を進める上で、近鉄とは協議を重ねながら進めてまいりたいと考えております。

現在の駅周辺の状況は、駅の南側では送迎の車や自転車、歩行者が混在して、非常に危険な状況であり、北側のロータリーについても、結崎・唐院工業団地の従業員の送迎バスが多数出入りする中、企業バスの乗降場所や動線が未整備な部分もあり、住民の皆様や本町を訪れる来訪者の方々に安心安全に利用していただくためにも、交通の結節点である結崎駅周辺の整備は進めていかなければならないと考えております。

そして、川西町は住みやすい、住んでみたいと思っただけけるよう、これら魅力あるまちづくりへの取り組みを進めていくことで、人口増加への一翼を担えるのではないかと考えております。

また、あわせて企業誘致を推進することで、結崎駅の利用者数の増加を見込めるとも考えており、そのことでは省人化の撤廃へもつながるのではないかと考えております。

なお、駅周辺整備を進めるに当たっては、事業効果や財政状況を十分見極めながら、これらのことを踏まえた上で優先順位をつけ、整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 整備を進めていって、建物を建てていくとか、これまでずっと続いてきた、よくある再開発とはちょっと違いますけれども、いずれにしても本町のこれからの先を見据えて整備を進めていって、それが人口増などのそういう方向につながっていくために取り組んでいきたいと、それを見越した町長の所

見であったかと存じます。

いろいろと人口動態調査は出ていますけれども、町長御自身、まず今後の将来人口をどういうふうに認識なさっていますか。増えていくもの、あるいはもう全体として減っているから、将来的にはやっぱり人口は減少に向かうだろうという見込みなのか、基本的なところの将来の人口は、今どういう見通しを持っておられるか、まずそれをお尋ねいたします。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 人口動態につきましても、昨今マスコミでも非常に話題となっておりますとおあり、何もしなければ、人口は減っていくのではないかと考えておられます。

ですので、こういった駅前周辺整備並びに企業誘致を進めることによって、人口の維持・増加を進めていきたいと考えておられるわけでございまして、何もしなければ減少するというございまして。

以上です。

議 長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 何もしなければ減るだろう、しかし、いろいろ取り組むことによって維持あるいは増加ということで、そこに力点を置いていきたい、こういうお答えであったかと存じます。

非常に大枠の漠とした話ですけれども、調査によりますと、とにかく日本の人口というのは20世紀の間の100年で8,000万人ほど増えて、この21世紀100年で8,000万人ほど減るというような推移をたどるとというのが、大枠の日本全体の人口動態ということになっているようであります。

町長がお述べになっておりますように、各地域でいろいろと計画を立てながらそういう取り組みを行い、その減る中の人口が、パイは一緒ですけれども、どこに住むかによって、その地域地域の人口の動きが変わってくるだろう、そこで人口増を目指しての取り組みを各地で今頑張っていると、こういうことであったかと思えます。

まちづくりの視点は、私は双方向で見ていくべきだと思うんです。ですから、町長がお述べのように、いろいろ取り組んで、力を入れて、いかに維持をし、発展させていくか、増やしていくか、これが1点であります。もう1点は、減少していくなら減少していくなりに、事実をリアルにきちんと見ながら、人口減少のまちづくりというのもやっぱり一方で視野に入れてやっていくというのは当然必要になってくるかと存じます。同僚議員の先ほどの質問の中での水道の計画ですけれども、あの事業計画の見通しでも、やっぱり人口動態は減るから、その減った人口を見越して計画を出しているというのがその状況でありますから、リアルに商売の観点でこれをどうしていこうと思ったら、そこら辺もやっぱりシビアに見ていって思うんです。

そういう点では、まちづくりの視点、取り組んで増やしていった維持すること、これはこれで本当に大切な話ですし、何も悪いことではありませんけれども、そ

れがええとか悪いとか言っている問題では別にありませんが、やっぱり減少するなら減少するというのをきちんと受けとめた上での本町におけるまちづくりというところにも視点は持つべきではないかと、こういうふうを考えるんですが、それについては、視点の持ち方として町長はいかがお考えになりますか。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 当然、芝議員がおっしゃるとおり、人口減少を踏まえて両にらみで対応していくべきだというお話でございますが、その辺につきましても、仮に人口が減った場合でも、財政的に、駅前整備、この辺について資金供給できるかというところを踏まえた上で、しっかり対応していきたいと思っておりますので、その辺、よろしくをお願いします。

議 長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 資金的、財政的にどうなるか、その辺をしっかりと見据えた方向で検討を進めていきたい、こういうことであります。

今もこの計画を進めるに当たって、協議会と懇談会を立ち上げられまして、そこでそれぞれの御議論をいただいているところですが、やっぱりまちづくりに関しては、多方面からいろいろ意見を聴取していくということは非常に大事なことだと思いますし、同時に、能動的に動く人というんですか、いろんな分野にわたって能動的に動いていくような、そういう皆さんが多ければ多いほど、住民参加のまちづくりというのは前に進んでいくというふうに、まちづくりの取り組み方としては私はそういうふうに見ています。

財政出動が学校をつくるぐらいかかってくることになりまして、向こう20年から30年かけて、それだけ多額の財政の償還も起こっていくという計画になります。20年、30年という今からのスパンで言いますと、川西町の人口も6,000人とか、そのぐらいまで減ってくるというのが一つの推計では出されていまして、そういう点においては、それに応じた駅の構想も見据えるべきではないか。近鉄も駅員さんを引き揚げて省人化をしているということですが、企業サイドでは、利用がどんどんふえてくれば、絶対引き揚げることはないです。しかし、そこら辺をシビアに分析するから、そういう利用の少ない駅については鉄道会社としても引き揚げていこうということで、各地でそういう人員削減、駅員さん引き揚げの駅が出てきているというのが一つのあらわれだと思います。

それはそれでリアルな現象でありますから、自治体としてはそれを踏まえて整備を進めていく。利用の皆さんの利便性を向上するというので、当然整備をするわけですが、そこにはそういう人口減少に向かうまちづくりの中での必要な整備ということで、視点をきちんと据え直す。こういうふうに、財政的な投資、資金繰りがうまくいくかいかないかというだけではなしに、進める整備の中身においても、そういう——まだこれは構想で、青写真の段階ですから、どうなるかわかりませんが、今のマックスの予算でいきますと、橋上駅になって、それなりに立派な駅舎になって、駅前広場も広く整備されますけれども、日常的に、現状でもふだん皆さんが駅を有効に利用されているということにはなってい

ませんで、利用の皆さんが必要に応じて利用する、そういう状況の駅でありますから、そういう状況の駅ならば、それなりの整備の仕方があるだろうと、こういうふうに考えます。

そこら辺のところ、構想を立ち上げて、もう時間がどんどん迫ってきて、これらから具体化に着手していくという時期にも来ますので、基本的な視点、そういう実情、状況、実態に即して方向性というのをきちんと出すべきというふうに見ているんですけれども、そこら辺、町長御自身はいかがお考えになりますか。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員からのお話にありますとおり、現在の結崎駅周辺の整備構想につきましては、各協議会から上げていただいた青写真であり、たたき台だと思っております。このようにたたき台どおり整備できれば結構なんですけれども、6月の広報にも載せて、広く住民の方々にも周知させていただいたところでございます。これから住民の皆さんの意見をしっかり踏まえた上で、総費用、また今後の財政状況などもお示しした上で、しっかり進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） そういうことで、きちんと踏まえていくということでありませぬ。

もともとから出ている当初の声は、要するに南北の踏切の狭隘になっているのを拡張して、きちんと整備をしてほしいと。町の計画でも、役場前からずっと駅前を通って東へ抜けていく道路の計画でありますから、計画的には筋の通った話になってると思いますし、駅についても、町長の最初のお答えでお述べになりましたように、東西両方からの駅への動線、それが利用者の利便性向上に向けた取り組みでありますから、そういう皆さんから上がってる声と整備に必要な着眼点をきちんと見据えれば、必要な整備ということになってくるだろうと思いますし、どかんとできてしめて、どんどん利用が減ってくるということでは、プラスにはなっていないと思います。

大前提として、全体の人口が下がってるというのは紛れもない事実でありますから、これから我々はそういう人口減少社会に向かう中で、どういう社会資本を整備していったって、制度をつくっていったってということが問われてくる時代に入ってると思いますので、そこら辺のところをきっちり議論の中心に据えながら進めていったいただきたい。もともと出ている声に基づいた必要な整備という方向で手がけていったいただきたい、かように思います。

その点、重ねてお尋ねをして、質問を終わります。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 住民の皆さんのニーズがどこにあるのか、踏切の拡張、南北の動線確保といった周辺整備、駅舎、どの辺に優先順位を置いていらっしゃるのかというのをしっかり踏まえた上で、さらに町の将来的な財政状況なども踏まえ

た上で、できるところから対応してまいりたい、このように考えます。

以上です。

議長（松本史郎君）　　続きます、1番議員 勝島健君。

1番議員（勝島 健君）　　議長のお許しをいただきましたので、この際、2つほど町長にお尋ねしたいと思います。

1つは、子どもの社会教育についてであります。もう1つは、IT技術の行政業務への積極的導入についてであります。

まず、1つ目の子どもの社会教育についてでありますけれども、私は、学校における教育レベルが最近低下しているのではないかと考えております。学力が落ちたという話ではなく、社会を構成する人間を育てるという意味での教育についてです。

本来、義務教育に期待されているところは基礎学力をつけるということであって、社会の構成員としての人間を育てることは、家庭を初めとする一般社会がなすべきことではありますが、ふだんの生活の中で子どもが親以外の大人と触れ合う機会が少なくなってきた現代は、学校における社会教育の重要度は昔より増したと考えられます。

ところが、時代の流れでもありましようか、学校教育現場においては、子どもに対して厳しく接することが昔よりは大幅に制限されている今日でもあります。昔は、生徒の将来のことを思い、わざと厳しい態度で接するような先生も少なからずいらっしゃいましたが、最近は、そういうことを嫌い、クレームをつける親も中にはいらっしゃいます。結果、教師のほうが萎縮してしまい、全ての生徒に対して厳しい態度をとらなくなったことが現状なのではないかと、私個人は憂えております。冒頭に述べました低下した教育レベルというのは、この部分であります。

町長がこの考えに同意していただけるかはともかくとして、地域はもちろん、国の将来を担う人材を育てなければならない学校という環境において、一定の厳しさというのは当然に必要であると私は考えます。

この意味で、現在の義務教育の現場は少し厳しさが足りなくなり過ぎたと私は考えるわけですが、子どもたちがその時間の多くを過ごす学校の中で、子どもの社会教育についてどのようなお考えをお持ちか、お尋ねします。

続きます、IT技術の行政業務への積極的導入についてであります。

コンピュータ関連技術が仕事の道具として使用されるのはもはや当たり前であります。技術革新はまだまだ日進月歩でありまして、今後も業務への新たな技術の導入は進むでしょう。

さて、そういった先進技術の仕事現場への導入ですが、民間では新たな技術はビジネスチャンスと捉え、それを用いた新たなサービスが競って市場にあらわれるのですが、こと役所に関しましては、その取り組みは民間に比べておくれをとっていると言わざるを得ません。最近話をよく聞かれるようになったところでは、インターネットを活用したものがそれに当たると思います。居ながらにしてあら

ゆる買い物ができるネット通販の便利さは、一昔前には考えられなかったもの  
あります。

このようなサービスの向上は、役所の住民に対するサービスにおいても当然期  
待できます。しかしながら、全ての住民に公平にサービスを展開するとなると、  
当然ながら、ある程度自ら管理し、支配下に置けるインフラが新たに必要であろ  
うことは想像がつきます。少し前であれば、独自のネットワークを自治体内全域  
に構築するとなると、多大な費用が予想されたわけですが、ありがたいことに、  
ここ数年の間に、民間企業によってであります、町内にネットワークケーブル  
が張りめぐらされまして、それを利用すれば、従来予想されたよりもはるかに安  
い費用でのネットワーク構築は、もはや決して不可能な話ではありません。

情報技術、特にネットワーク関連の環境は、かなりの速度で進展しております。  
新たな技術を積極的に取り込んで、役所として住民サービスの開発と向上に取り  
組むことについてのお考えをお尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず、子どもの社会教育についてでございます。

近年の社会環境の変化から、子どもたちを取り巻く環境も大きな変化を受けて  
おり、その変化において適切に指導していくべき家庭、学校、地域においての教  
育力の低下が懸念されております。

子どもたちが命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意  
識などの道徳性を身につけることは、これから大人として成長していく上でもと  
ても重要なことでございます。子どもたちが健全に育ち、生きる力を育ててい  
くためには、学校で学習する一方、社会とのかかわりの機会を増やしながら成長し  
ていくことも必要であり、そのためには、子どもたちはもとより、家庭や地域な  
ど社会全体が教育活動にかかわっていくことが必要であると考えているところ  
でございます。その中で子どもたちに多くの体験・経験の機会を与え、子ども  
たちが成長していくことによって、社会のルールを学び、それが規範意識の  
向上にもつながっていくものと考えます。

本町では、地域の方による通学支援としての見守り隊、地域の方の指導による  
子ども和太鼓講座、空手教室などに取り組んできたところがございますが、平成  
25年度より、保護者、地域の皆さんにより学校へのかかわりを持っていただく  
こと、子どもたちの社会性・規範意識の向上などを目的として、保護者や地  
域の皆さんに放課後活動や学校運営を支援していただく学校・地域パートナ  
ーシップ事業に取り組んでおります。

学校、地域、家庭が一体となって地域ぐるみで教育活動に携わることで、地  
域の教育力の向上、また地域の絆づくりにもつながっていくものと期待して  
おり、今後一層力を入れていきたいと考えております。

引き続き施設の充実を図りつつ、健全な子どもたちの育成、生きる力の醸成に  
取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力賜りますようお願い

い申し上げます。

子どもたちは、自ら育ちます。家庭では保護者を見て育ち、学校では先生を見て育ち、地域では地域の大人を見て育っています。保護者、教員、地域の大人が自らの背中を見本として見せながら、子どもたちを育成していくことも大事ではないかと考えております。

次に、IT技術の行政業務への積極的導入についてでございます。

勝島議員には既に御承知のとおり、税務事務、戸籍住民台帳事務及び国保や介護保険などの保険事務などの役場における基幹業務においては、電算システムが整備されており、例えば住民の皆様からの問い合わせなどにつきましても、迅速かつ正確に応答できるようになっている状況でございます。

また、インターネットを利用して直接住民の皆様が享受していただけるサービスといたしましては、現在、文化会館などの公共施設の利用確認、職員採用にかかわる電子受付、図書館資料の貸し出しの有無の確認、コスモス安全メール、町のホームページに掲載しております電子会議室の中にございます町政に関するご意見・お問い合わせなどがあり、広く御利用いただいているところでございます。

議員がおっしゃるようなネットワーク関連の環境を整備して、さらに住民サービスの向上につながる取り組みを今後どうするのかというお尋ねでございますが、前述したこと以外にも、現在ネットによる町内以外の公共施設も予約できるシステムの導入や、町ホームページの改良を次年度以降に検討しているところでございます。

そのほかにも、昨年本町も実証実験を行いました。ネットを利用して市町村が行う健診情報などを個人と医療機関などが共有して健康管理を向上させるシステムの開発や、地図情報システムを使用した観光案内や防災情報の周知のようなことを行っている市町村もございます。ただ、住民の利用環境や対費用効果を考えますと、本町のような行政区域が極小で人口が少ないところでは、導入には慎重にならざるを得ない側面もございます。

しかし、住民の皆様はネットを利用して行える行政サービスについては、拡大していくべきであると思っておりますので、今後は町内の基幹システムを共同利用している7市町などで共同してネットを利用するような新たな行政サービスを構築していけないものかどうかを協議していきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（松本史郎君） 勝島議員。

1番議員（勝島 健君） お答えありがとうございます。

まず、子どもの社会教育についてであります。

ちょっと話はそれるかもしれませんが、近代になりまして、権利は主張するものという意識が高まったと思うんですね。それに対して、社会により多く責任を果たすべきという意識は薄れてきているように思われます。この権利と責任のバランスが崩れますと、社会がうまく立ち行かなくなります。

今回、学校における子どもの社会教育ということで意見を交わしているんですけども、子どもが生活する学校の中でも、権利もあれば責任というものもあるわけですが、このバランスを上手にとらせるようにしないと、社会的にまともなと言うと変な言い方ですけども、ちゃんとやっていける人間に育っていかないんですね。権利を主張することばかりを覚えてしまうと、自分中心に物事を考えるようになってしまいまして、大勢の中に入って相手を攻撃する、それが相手を尊重するというのを忘れるようになってしまって、いじめとか、そういうことにつながっていくわけです。

子どもの世界というのは大人社会の縮図でもありまして、大人の社会で隠れているものが子どもの社会においては表に出てきます。こういった部分は早いうちに、子どものうちから矯正していかないと、どんどん手遅れになっちゃうんですね。私が先ほども申し上げましたように、社会教育の責任というのは基本的には学校になくて、まずは家庭、次は周辺地域であります。本来、国や自治体に子どもをちゃんと育てなさいというようなことをわざわざ言う責任はないと思っているんですけども、実際に事件が起こったりすると、何とかしてくださいとか、当然意見として出てくるわけです。そうすると、申し上げましたように、子どものうちに権利と責任というものをきちんと身につけておくべきだと私は考えます。

そうすると、やはり子どもたちが時間を多く過ごす学校の中でそういうことを、本来学校がなすべきことではなく、ちょっと余計なことになってくるかもしれないんですけども、そういう部分においてしっかり子どもを育ててほしいわけです。

その意味におきまして、学校というのは行政も多少手を出せる部分でありますので、その部分でちょっとお願いしたい、積極的に子どもの社会教育にかかわっていただきたいというのが私の思いであります。結果が出るまでにすごく時間がかかることなので、なかなか手が出しにくい分野であるとは思いますが、将来を見据えて取り組んでいただけたらと思います。

それから、IT技術のほうですけども、いろいろと庁舎内での取り組みは当然されていることは承知しておりますけれども、ふだんから町長と多少お話ししていると思いますけども、町長も「人と企業にとって魅力あるまちづくり」ということを上げておられると思うんですけども、やっぱり前向きに、ほかのまちにはないようなものをつくり上げていこうという姿勢を見せていただきたいんです。難しいとは思いますが、チャレンジになるわけですから、結果がよい方向に出ないものについては手を出しにくいとは思いますが、技術革新というのはどんどんされていきますので、こうやったらまた新たな住民サービスがつくっていただけますよという意味で姿勢をお聞きしたかったわけです。

現在、防災無線というのが運用されているわけですが、しばらくすれば、それも更新の時期がまいります。そのときに同じようなシステムをまた入れるのか。ネットワークというのは双方向のインフラなんですけれども、これまでの防災無線というのは、中央から流しっ放しで、相手の反応が見えないインフラなんです

ね。当然、それがもう時代おくれになることは目に見えていますので、そういう意味での新たなインフラを川西町内につくっていくということを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず最初の子どもの社会教育についてのお話でございますが、まず、私が思いますのに、教育は家庭で第一に行っていただくべきものだと考えております。昔と違って核家族化や夫婦共働き、また兄弟の数が少なくなってきたなど、かつての家庭環境から大きく変わってはおりますけれども、やはりそこは家庭においてしっかり子どもの教育をしていただきたい。権利意識の高まりや責任の希薄化など、そういったことが見られるというお話ではございましたが、そういったことを押しつけることもなかなかできませんので、まず家庭でしっかり教育していただき、その中での学校での生活や社会とのかかわりを通して社会規範を身につけていっていただきたいと考えております。

そのための場として学校・地域パートナーシップ事業に力を入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

あと、IT技術の行政業務への導入についてでございますが、先ほど勝島議員からお話ございましたとおり、防災システム、こちらについてもアナログ方式については期限が迫られている状況でございます。基幹システムを共同利用している7市町ともしっかり協議の上で考えていく所存でございますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議 長（松本史郎君） これをもちまして一般質問を終わります。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第8、報告第7号、専決処分の報告について、日程第9、承認第1号、平成25年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第29、同意第2号、川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際議案の朗読を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りいたします。

日程第8、報告第7号、専決処分の報告について、日程第9、承認第1号、平成25年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第17、承認第9号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてまでの10議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明いたします。

まず、報告第7号、専決処分の報告についてでございます。

これは、平成25年9月議会におきまして議決をいただきました川西小学校改築工事のうち屋内運動場ほか改築工事に係る契約期間の変更について、町長の専決処分事項に関する条例に基づき専決処分させていただきましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会へ報告するものでございます。

次に、今回専決して執行いたしました平成25年度一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業勘定特別会計、介護保険介護サービス事業勘定特別会計、公共下水道事業特別会計の補正予算につきまして御説明いたします。

承認第1号、平成25年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

まず、全体の概要を御説明します。7ページをお開き願います。

歳入面では、地方交付税9,622万7,000円の増があったこと、事業実績に伴います国庫支出金122万9,000円の減、県支出金405万2,000円の減及び町債2,430万円が減となりますが、歳出執行残等と合わせて財源調整として繰入金において4,979万円減額しました。

8ページをお開き願います。

一方、歳出面では、ほとんどの費目で事業の執行残に伴う減額補正を行いました。その減額補正の財源調整として1億8,711万1,000円を基金に積み立てることとし、総務費においては1億6,260万円の増となっております。

それでは、内容を説明してまいります。9ページを御覧ください。

歳入の部、款9.地方交付税ですが、特別交付税の増により、9,622万7,000円の増となっております。

款13.国庫支出金ですが、実績により補正を行うもので、主に自立支援国庫負担金等の減により、122万9,000円の減となっております。

10ページをお開きください。款14.県支出金ですが、実績により補正を行うもので、同じく自立支援県負担金等の減により、405万2,000円の減となっております。

11ページを御覧ください。款17.繰入金では、項1.基金繰入金において、地域集会所建設等補助事業の実績の減及び川西小学校建設工事に係る原資として学校施設整備基金の取り崩しを予定しておりましたが、当初予定していたものより充当率の高い起債の借り入れができたこと等により、4,979万円の減となっております。

款20.町債では、公営住宅の事業実績及び公共事業債、学校教育施設整備事業債等の減により、合計2,430万円の減額としております。

次に、歳出の部ですが、12ページをお開きください。

先ほど全体概要の中でも御説明しましたが、款2.総務費では、基金の積み増し、その他各種事業の実績見合いによる削減で、都合、1億6,260万円の増額としております。

13ページを御覧ください。款3.民生費では、身体障害者訪問入浴サービス等の各種委託料や障害児通所給付費等の負担金の減、心身障害者医療費支援費等扶助費の減、保育所運営助成の減少に伴う助成金の減等により、2,138万6,000円の減となっております。

14ページをお開きください。款4.衛生費では、国保病院運営負担金、がん検診委託料やごみ処理委託料の減等により、1,036万円の減となっております。

15ページを御覧ください。款5.農商工業費では、唐院工業団地周辺整備関連設計・測量委託料、土地改良補償費等の減等により、3,311万6,000円の減となっております。

16ページをお開きください。款6.土木費では、橋梁長寿命化対策事業委託料、交通安全施設設置工事、公営住宅維持補修工事等の工事費の減等により、6,716万5,000円の減となっております。

17ページを御覧ください。款7.消防費では、災害時の機器借料や県事業である自主防災訓練支援事業に採択された防災訓練委託料の減等により、85万9,000円の減となっております。

款8.教育費では、英語教育支援員等の人件費等の減、式下中学校分担金の減等により、合わせて1,689万7,000円の減となっております。

19ページをお開きください。款10.諸支出金では、土地開発基金への繰出金の利子額の確定したことにより、29万3,000円の増となっております。

以上により、一般会計の歳入歳出につきましては、1,311万円の増額補正となり、この結果、平成25年度の一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ61億3,561万3,000円となります。

なお、平成25年度一般会計の予算関係としては、報告第3号の繰越明許費繰越計算書のとおり、民生費においては子ども・子育て支援制度に係るシステム構築事業費並びに土木費においては、昨年度の国の緊急経済対策の補正予算で採択されました事業に係る事業費、学校建設費のうち屋内運動場改築工事費等について、平成25年度分の事業費を明許分として、財源とともに繰り越しさせていただいております。

次に、承認第2号、平成25年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

これは、歳出においては退職被保険者等療養給付費等の減、歳入においては、これに伴う財政調整基金からの繰入金の減によるもので、歳入歳出それぞれ1,890万4,000円の減となっております。

以上により、平成25年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億3,674万2,000円となります。

次に、承認第3号、平成25年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

これは、歳入においては保険料の減、歳出においては、これに伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の減等によるもので、歳入歳出それぞれ493万8,000円減となっております。

以上により、平成25年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億33万円となります。

次に、承認第4号、平成25年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

これは、歳出においては、主に居宅介護サービス利用実績の減に伴う負担金の減等で、歳入においては、これに伴う国・県負担金等の減によるもので、歳入歳出それぞれ2,862万7,000円の減となっております。

以上により、平成25年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億7,509万5,000円となります。

次に、承認第5号、平成25年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

これは、介護認定者の減による介護予防サービス計画費収入の減によるもので、歳入歳出それぞれ77万円の減となっております。

以上により、平成25年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,670万8,000円となります。

次に、承認第6号、平成25年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

これは、歳入において一般排水量の増に伴う下水道使用料287万3,000円の増に伴い、一般会計からの繰入金と同額の287万3,000円を減額しています。

以上により、平成25年度同特別会計予算の総額は変わらず、歳入歳出それぞれ3億2,773万2,000円となります。

なお、報告第4号の繰越明許費繰越計算書のとおり、昨年度の大和川上流域下水道事業の補正予算で採択されました市町村建設費負担金について、25年度分の事業費を明許分として、財源とともに繰り越しさせていただいております。

続きまして、今年度、平成26年度の補正をさせていただいた内容について御説明いたします。

承認第7号、平成26年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。4ページを御覧願います。

これは、平成25年度会計の償還収入に歳入不足が生じたため、平成26年度から繰り上げ充用により補填するもので、歳入歳出をそれぞれ1,774万2,000円増額しようとするものでございます。

以上により、平成26年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,597万9,000円となります。

以上が予算関係の説明でございます。

続きまして、専決いたしました条例について御説明いたします。

承認第8号、川西町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分としたものでございます。なお、同条例の施行日は、平成26年4月1日としております。

3枚目「条例の概要」を御覧願います。右の欄の概要を御覧ください。

内容といたしましては、町民税関係として、優良住宅地の造成等のための長期譲渡所得の軽減税率の適用期限の延長等、固定資産税関係としては、子ども・子育て支援新制度にかかわる非課税措置の創設等を行うものでございます。

次に、承認第9号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分としたものでございます。

なお、同条例の施行日は、平成26年4月1日としております。

3枚目「条例の概要」を御覧願います。右の欄の概要を御覧ください。

内容としては、国民健康保険税負担の公平の確保と中低所得層の税負担の軽減を図るため、課税限度額の見直し及び税軽減対象世帯の拡大のための軽減判定所得基準の見直しを行うものでございます。

以上が専決処分の承認を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

議 長（松本史郎君） 町長の説明が終わりました。

日程第8、専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項の規定により町長より説明があり、本件は報告事項でありますので、御了承願います。

日程第9より日程第17の承認案についての審議に入ります。

質疑ありませんか。

芝議員。

11番議員（芝 和也君） それでは、ただいま専決処分承認案の平成25年度一般会計補正予算、それから、25年度の後期高齢者医療、26年度補正ですが、住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正予算、それと、条例では国保税条例の4議案についてお尋ねをいたします。

まず、一般会計ですけれども、町長の御説明のとおり、事業精算によるものであります。特別交付税の額が9億6,000万円ほど決まりまして、それが入ってきて歳入歳出それぞれ差し引きして整理をしたということです。歳出の款別での整理ですけれども、農商工費、土木費のところ辺では、執行残、大体率で言うと2割近くが工事関係のところから出てきています。また、多いところでは4割近い部分もありますけれども、いずれにしても、これらの整理した額を足しますと、大体1億円ぐらいになってまいりまして、今般、基金に積み立てる額の半分近くになってきていますけれども、ある意味、結構なウェートを占めているというふうに、ぱっと見た目には映りますが、この辺は、予算を積んでいく場合の

戦術の一つとしてこういう予算の立て方をして、最後に精算をする中から基金に積み立てていく、こういうことで処理をなさっているのか、その辺はそういう見方でええのか、いやいや、これは結果としてこうなりましたということなのか、その点をひとつ説明いただきたいと思います。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 予算を執行していく中での結果として余ってきたということでございます。

以上です。

議 長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 了解です。結果としてこうなると。多い年も少ない年もいろいろ出るんですけども。

結局、予算全体として、25年度の最後に精算して、余剰金部分を基金に積んでいく、こういう処理はずっと一連の流れですから、従来からそうなんですけれども。

それで、一般会計総額の、今回で言うと率で大体15%ぐらいが基金の積立額ということになってきています。それで見ると、予算の支出の項でいろいろ使っていく、基金積み立ても支出の項でそれだけ出していく、こういうことでありますが、それだけ積んでいけるということは、体力的には結構あるように思います。余力、体力、その辺は町財政としてはあると見ていますけれども、それは同様に体力があるというふうに御覧になっていきますか。その辺の見方について、認識を聞いておきたいと思います。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 先ほどの一般質問の件でもいろいろお話がありましたとおり、今後何もしなければ、将来町の人口が減少し、税収も減少していく可能性もございますので、必要のない事業等についてはやらない、もしくは極力支出を抑えながら事業を執行していくということに努めておりますので、結果的に基金に積み増しする額が多かったんですが、将来、万一税収が減少したときの備えとして、貯められるときに貯めておこうというのが本心でございます。

以上です。

議 長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 続きまして、25年度の後期高齢者医療会計であります。

これは、保険料収入が減ったの補正ということでもあります。発生の要因を担当部局で聞いておりますと、それだけ所得の低い人の層が増えたので、保険料が減っていると。要するに、徴収が滞って減っているというのではなくて、保険料そのものの算定が、所得の低い人が増えてるから保険料収入が落ちている、こういうのが発生のメカニズムであります。

ですから、徴収率の問題とは違うわけありますので、そういう発生のメカニズムを町としてはどう受けとめていくのかというのは、これからのそういう分野の施策に大分左右される問題というふうに思っているんですけども、その辺、所得

の低い人が増えてるから、それだけ保険料収入も落ちたという現象を、一定メカニズムとして町長はどういうふうを受けとめておられますか。その辺の御所見をお聞きしたいと思います。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 本件につきましては、福祉部長からお答え申し上げます。

議 長（松本史郎君） 福祉部長。

福祉部長（下間章兆君） ただいまの芝議員からの御指摘ですけれども、いわゆる後期高齢者、75歳以上の方ですけれども、本町におられる方の所得の状況が、当初後期広域連合で設定した保険料率等に照らし合わせますと、御指摘ありましたように、軽減対象の方が多かったということで、徴収率が落ちたのではなくて、結果的に徴税額が落ちて、保険料収入が減ったという形です。

後期のほうでもそれなりの、9割軽減でありますとか5割軽減というような形で低所得者に対して軽減策をとっておりますので、その辺につきましては、被保険者の方の負担にならないような形での対応は国の施策としてもとられるのではないかなというふうに考えておりますので、町単独でのその辺の施策的なものについては、今のところは必要ではないのかなというふうに考えております。

議 長（松本史郎君） 芝議員に申し上げます。一括質疑になっておりますので、質疑のほうは簡単明瞭に一括でお願いいたします。

11番議員（芝 和也君） あと、26年度の住新、国保税条例、これを一括でお尋ねいたしますので、お答えをよろしくお願いいたします。

その前に、25年度の後期高齢者ですけれども、今、福祉部長のほうから答えがありましたように、制度的な問題というよりも、いわゆる所得状況がそういうふうになっているから、保険料が落ちるとというのが本町の実情だと、そういう答えでありました。

ですから、町長御自身のとらまえ方として、視点の持ち方として、住民の皆さんの経済状況で今後起こり得る社会経済状況からして、やっぱり一定の社会の仕組みがそうなってるから、それにどう応えていくかという視点は持っていかなければいけない、そう提起されてる、課せられている問題だと思いますが、その辺、どういうふうに踏まえておられるのか、町長の御所見をお伺いしたいと思います。

続きますして、一括で全部聞いておきます。

26年度の住宅新築資金の補正であります。これは、従前から繰り返されておりますように、この26年補正で言いますと、25年度で1,800万円の歳入不足があったので、それを26年度から繰り上げ充用して、足らずまいの穴埋めをする、こういう手続のための予算案ということであります。

ですから、このうて返しをずっと続けてきているということではありますが、承知のとおり、当該年度、25年度では、1年以上滞っている長期の滞納の皆さんの動きは1件もありませんでした。25年度会計で歳入不足、収入が不足しますので、それを26年度から前年度に繰り上げ充用するという、自治法上はそれでよしという策になっておりますので、それを取り入れてやっていますけれども、通常のやり方

で言いますと、翌年度からの繰り上げ充用というのは、普通はこんなことはしませんから、そういう点で言うと、会計を回していく上では、結構もう無理が生じてきているのではないか。だから、苦肉の策としてこういうやり方をしているということになっていると思いますけれども、その辺、無理が生じてきてるな、翌年度から繰り上げ充用せんと歳入不足が埋まらへんなど、こういうことをどう受けとめておられるか。いやいや、これは正常でっせということ認識なさっているのか。その辺の認識について伺いたいと存じます。

最後、国保税条例です。こちらは、地方税法施行令とか、その辺の法改正によつての最高限度額の引き上げということでありまして。説明では、天が詰まっているのを引き上げるということでありましてから、中間所得層、その辺の負担の軽減緩和策という説明も出ていました。

ということでありましてけれども、担当に伺っていますと、影響がどうなるのかというシミュレーションが実はできていないということでありました。事を決めるのに、普通、こうしたらどのくらいの影響が出るんやろう、天を上げるから中間層を緩和していく、そういうために施策を打っていかうということやろうと思つたら、これを実施したら、どれくらい影響が出るやろうと、普通はその辺を見て、これで行こうと決めると思うんですけれども、今のところ、システムの運用上、実はシミュレーションができないということでありました。

普通はシミュレーションして、どういう影響が出るやろうというのが気になると思いますが、その辺、町長はいかがお考えでありますか。

国保税条例、それから住宅新築資金、そして先ほどの後期高齢者の御答弁、よろしくお願ひいたします。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず、国民健康保険特別会計補正予算の件で、置かれている所得状況が低いので保険を利用しない方が増えてきているという意味合いでよろしいのでしょうか。

（「保険料収入が落ちたんですけど、その落ちた原因は、所得が低いから保険料が低くなったから、もともと予定していたよりも収入が落ちた。だから、徴収率が落ちて収入が落ちたというのと違って、所得が低いから、保険料の調定そのものの額が減ったので、もともとよりも落ちた。そこに原因がある。だから、そうやって所得の低い人が増えているという状況、この地域のメカニズムを町長としてシビアに受けとめて、一定の政策に生かしていくために見ていかんとあかんのではないか。その辺、どう受けとめられますかということですよ」と芝和也君呼ぶ）

その件に関しましては、地域の状況、高齢の方が増えてきているという状況もございまして、それによって、今までであれば会社勤めなどをしておつて収入があったところが、年金収入のみになってきたということもございまして、これはもうやむを得ない状況かなと。

一方で、高齢の方は現役世代と比較して、それまでに蓄積された貯蓄もあることかもしれませんので、それはもうやむを得ないことなのかなと思つておるところ

でございます。

次の住宅新築資金の件ですが、この繰り上げ充用という取り扱いについての認識ということでございますが、特殊な対応ではございますが、会計処理上は問題ないと考えております。

最後の国民健康保険税条例の一部を改正する条例、シミュレーションをせずに対応しているということでございますが、こちらにつきましては、国の地方税法施行令の一部が改正されたことによる対応でございますので、特に町のほうで独自にやるものでございませぬので、シミュレーションは必要でないと考えておるところでございます。

以上です。

議長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 住宅新築資金ですが、対応としては特殊やというふうに見ておられるということでありました。会計処理上は問題ない。処理上の問題は聞いていませんけれども、特殊な対応ということでは、そう思っておられるようであります。

26年度積み増したことによって、2,600万円ぐらいの額になりました。当初予算は、大体年間に返済するのが700万円ぐらいですので、26年3月の予算議会では、返済のための予算を起こしています。歳入不足を今回26年度から入れて積み増したことによって、1,700万円に700万円ほど足すから大体二千五、六百万円と、そういう会計なんですけれども、700万円返すんやったら、700万円収入があったらそれで返せますけれども、不足額が、この議案に出ていますように、1,800万円不足しているということは、過去からのうて返しの積み増しがそれだけずっと来ているという状況です。ですから、うて返してる間はどこからも税金は出ていません。これは予算ですから、今度1,700万円積み増しするけど、翌年度から繰り上げ充用するという歳出で1,700万円出しますけれども、入りも1,700万円入ってくる予算を立てています。これは予算やから、そうやって立てますけど、実はそれが入ってこないから、また来年も翌年度から足らずまいを埋めんならん。この繰り返しの、いわゆる自転車操業になっているというのが実情です。

そういう点で言うと、これはもう普通と違う特殊な状態やと町長もおっしゃっているわけですから、そういう点では、こういう状態になって、今資金繰りをして回してますねんということで、やっぱり住民の皆さんにこの会計についてきちんと説明し、納得と合意を得る、そういう努力を執行者としてはしていく必要があるのではないかと。しかるべき時が来たら説明をするというのが町長のお答えでありますけれども、会計処理の実情はそういうふうになっています。会計処理上のルールから言うと、別に問題なく、これを処理してええということですから、できますけれども、そういう特殊な対応というやり方でやっているわけですから、その辺はいかがお感じになっているのか。やっぱり説明が要るのではないかと考えますが、その点について町長のお考えを改めてお聞きしておきたいと存じます。

それから、国保税条例のほうは、国の法の改定で、町でやるのと違うから問題ないということでありました。今度のことで言いますと、限度額いっぱいの世帯に影響が出るだけです。うちの場合、所得はないけれども資産がぐっとあって、それで国保税の限度額まで達しているという方はおられませんから、そういう点で言うと、資産だけ持っていて、所得がないのに負担がぐっと上がるということにはつながらないのが現状であります。いずれにしても、税金の中身、徴収の額を改めて始めようということでもありますから、その改める内容は、国の法律が変わって、それに基づいてということでもありますけれども、執行するのは市町村ということでもありますから、やっぱり町としてはシミュレーションをきちんとして、影響を把握した上で仕事をしていく、これがあってしかるべきではありませんか。

この国会通過は3月20日ぐらいですか。システムの状態、7自治体で1つにしている、あれの関係ですから、もう6月の頭ということで、3カ月強、そういう状態が続いてきているということなので、この7団体は皆同じ状態でやっているのかもわかりませんが、そこら辺、私はうち以外の関係の団体には実情を聞いていませんので知りませんが、そういうことですので、その辺、やっぱり執行者としては、視点の持ち方、シミュレーションをして、住民の皆さんにどう影響が出るのか、これは踏まえておくべきではないかと存じます。

その辺、重ねて町長のお考え、認識をお聞きしておきたいと存じます。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 住宅新築資金の件ですが、特殊な状態とは認識しておりますけれども、まだ滞納者に対しての督促も行っておる状況でございますので、まだ最終的に結論が出たわけではございませんので、今までどおりの対応としていきたいと考えております。

さらに、国民健康保険税の件でございますが、数年後には県の広域化も控えておる状況でございますので、その時点でしっかりとシミュレーションをしていく考えでございますので、今回については国からの対応でやっておる、また、影響も少ないということで、あえてシミュレーションは行う必要はないと考えております。

以上です。

議 長（松本史郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

11番議員（芝 和也君） それでは、今般提出の承認第1号、平成25年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、承認第9号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてまでの9本の承認案に対する討論を行います。

態度表明といたしましては、7号の平成26年度川西町住宅新築資金等貸付事

業特別会計補正予算の専決処分以外の予算補正並びに条例改定は賛成、7号は反対の立場からのものであります。

まず、一般会計並びに特別会計の25年度の各予算補正であります。いずれの議案も25年度の事業精算による執行予算の整理であります。一般会計では、精算後の余剰金を基金に積み増す処理であります。結果的には体力にそれだけ余力を持っていると見てとれる内容であり、町長は不測の事態に備え、将来に備える、こういうことであります。予算の使い道としては、将来の備えと同様に、日常の経常的な暮らし応援の取り組みの強化に出動できる状況でありますから、そういう点では、ハード面に対する資金繰りの計画同様に、今日の経済情勢に応えるべく、継続的な住民施策に一般財源をしっかりと充当させながら、人口動態から予測される人口減少社会をきちんと見据えた計画と体制を確保するよう求めるものであります。

各特別会計の補正であります。今も議論を重ねましたように、所得の減少による歳入減に起因する減額補正が始まっています。今後、消費税率が引き上がり、年金受給年齢が後退し、給付額が減少することが一層鮮明になってきている今日の状況からして、今後、経済負担が住民の皆さんの肩に重くかぶってくるのがますます増していく、そういう傾向にあるわけですので、これからの経済状況を見た場合、そういう動きが間違いないことは疑いようがありません。ということは、地方自治体として果たすべき役割は、町長が就任以来、常々お持ちの、住民の皆さんの暮らしを応援していく、そういう視点にしっかりと立って、今後の財政出動計画をきちんとなされんことを重ねて求めておくものであります。

次に、専決の町税並びに国保税の条例案2本についてであります。

今般の改定は、いずれも地方税法等の改正によるものでありまして、それに準じた関係する条例の整備になります。町税条例では、新たな住民負担に直接結びつく内容はあります。国保税条例は、保険税の最高限度額の引き上げにより、これまでの77万円から81万円への4万円引き上げと、保険税の軽減対象者の要件を緩和し、該当世帯を拡充する内容であります。保険料率の引き上げ等々の取り組みではありませんが、最高税率の引き上げへの影響がシミュレーションできていないという状況でありました。町長は問題なしということですが、能力のあるところに負担を求め、底辺を生かしていくというのが、この提案のときの先ほどの説明であります。ならば、それはそれとして、生じる影響を見据えて、それを生かすことがあってしかるべきでありますし、そうしたことを見極めるには、当然、どの程度の影響が生じるかはつかまなければ、状況を把握できないことは明瞭であります。この点では、意識の欠落を指摘せざるを得ません。

法律改正による取り組みとはいえ、安易に条例に連動させるのではなく、執行する当事者として、影響等もきちんと掌握した上で実行し、あくまで住民の皆さんの目線に立って執務に当たられんことを重ねて求めておくものであります。

以上が賛成の立場からのものであります。

次に、反対の立場からの26年度の住宅新築資金等貸付事業特別会計について

であります。

これは、25年度の歳入不足を処理するための手続を負うものであります。本来は単年度できちんと処理ができていて当たり前でありますし、本町が銀行に行う返済残からして、貸付金の回収が順当に進んでいけば、十分に当該年度の会計で処理できる状況にある時期に来ています。ところが、翌年度からの繰り上げ充用が必要ということ自体、既に変則的な状況になっているわけでありまして、町長御自身も特殊な状況ということは認識されているようでありますので、その処理について、ならば実情をきちんと住民の皆さんにお示しをし、理解と納得を得る、そういう努力をした上で取り組むべき会計処理と心得ます。こうした一連の手続を負おうが負うまいが、事務処理の手続に変わりが生じることはありませんが、町長は、これが筋道だとはお感じになりませんか。

いずれにしても、こうした手続を踏むことなく進める会計処理を承服するわけにはまいりませんので、この承認案につきましては反対するものであります。

以上、9本の承認案に対する賛否それぞれの立場での討論を終わります。

議長（松本史郎君） 堀議員。

2番議員（堀 格君） 堀でございます。時間ありませんので、簡単に、各議案につきまして賛成の立場で討論させていただきます。

一般会計から特別会計、それぞれ健全な措置がされているというふうに思いますので、全て賛成をいたします。

その中で、同僚議員から意見がありました住宅新築資金等貸付事業特別会計であります。担当のほうで回収により努めておられるということでございますので、現段階では適正な措置というふうに思います。

それから、国民健康保険税条例の一部改正でございますが、私は民間出身でありますから申し上げますけれども、何でもかんでも詳細に調べたらええというものでもありませんので、影響が軽微なものはある程度割愛しなきゃ、100名足らずの役場で何でもかんでも詳細に調べる必要はないと私は思いますので、そこは適当に町長の采配でやっていただいたら、それでいいんじゃないかというふうに思います。

各議案に賛成でございます。

議長（松本史郎君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松本史郎君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第1号から承認第6号までの6議案について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（松本史郎君） 賛成全員により、各案件は、原案どおり承認することに決しました。

次に、承認第7号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (松本史郎君) 賛成多数により、本案件は、原案どおり承認することに決しました。

次に、承認第8号より承認第9号までの2議案について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (松本史郎君) 賛成全員により、各案件は、原案どおり承認することに決しました。

お諮りいたします。

次に、日程第18、議案第27号、平成26年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第28、議案第37号、川西町立川西幼稚園預かり保育条例の制定についてまでの11議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (松本史郎君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町議長 (竹村匡正君) 議案第27号から議案第37号までの平成26年度の一般会計、水道事業会計の補正予算並びに条例の改正及び制定について御説明いたします。

まず、議案第27号、平成26年度川西町一般会計補正予算についてでございます。5ページを御覧ください。

歳入の部といたしまして、川西幼稚園における預かり保育の手数料、文化活動チャレンジ事業県補助金、自治総合センターコミュニティ助成金及び繰越金の増が見込めることにより、1,325万3,000円の増額をお願いするものです。

歳出の部については、6ページをお開きください。

款2.総務費におきまして、町民等の意見を広く聴取し、政策に生かすためのコーディネーターの設置、組織改正に伴う事務機器整備等により、143万円の増額をお願いするものです。

款3.民生費におきまして、公用車の維持管理費に関する経費の26万8,000円の増額をお願いするものです。

款7.消防費におきまして、ハッピータウン自治会において自主防災組織が設立されたことによる補助金に係る経費の20万円の追加をお願いするものでございます。

7ページを御覧ください。款8.教育費 項4.中学校費におきまして、式下中学校プール施設の改修及び柔道場耐震改修工事設計業務委託等に伴う川西町分担金389万6,000円の追加をお願いするものでございます。項5.幼稚園費にお

きましては、預かり保育開始のためのアルバイト賃金40万8,000円の追加をお願いするものでございます。項6.社会教育費におきまして、自治総合センターコミュニティ助成金の交付決定に伴う公用車購入及び県補助金交付決定に伴う川西町芸術イベントの開催経費、合わせて672万円の追加をお願いするものです。項7.保健体育費におきまして、川西小学校学級数増に伴う給食関連消耗品、食器保管庫購入に要する経費として33万1,000円の追加をお願いするものです。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ1,325万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにより、平成26年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億4,194万4,000円となります。

次に、議案第28号、平成26年度川西町水道事業会計補正予算についてでございます。

収益的支出につきまして、水道料金管理に係る損害賠償に関する弁護士委託料に要する経費の194万4,000円の増額補正をお願いするものです。

以上が平成26年度補正予算関係であります。

続きまして、条例の一部改正等、予算外の議案等について御説明いたします。

議案第29号、町長の専決処分事項に関する条例の一部改正についてでございます。1枚おめくりください。

これは、議決を経た工事請負契約の変更契約額に上限を設定するもの、及び速やかな被害者救済を図るために、少額の損害賠償に関する専決事項の追加を行うものです。

次に、議案第30号、川西町情報公開条例の一部改正についてでございます。1枚おめくりください。

これは、独立行政法人及び地方独立行政法人を川西町情報公開条例の適用対象とするものでございます。

次に、議案第31号、川西町個人情報保護条例の一部改正についてでございます。1枚おめくりください。

これは、統計法が全部改正されたことにより、引用条項等規定の条文を整理したものです。

次に、議案第32号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止についてでございます。1枚おめくりください。

これは、目的を達成し、不要となった条例の再整理をしたことにより、条例を廃止するものです。

次に、議案第33号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。1枚おめくりください。

これは、職名が「学校給食センター運営協議会」から「学校給食運営協議会」に改められたことにより、別表の表記を同様に改めたものでございます。

次に、議案第34号、川西町税条例の一部改正についてでございます。1枚おめくりください。

これは、地方税法の一部改正により、町民税の法人税割の利率の引き下げ及び軽

自動車税の税率の引き上げ等を行うものでございます。

次に、議案第35号、川西町火葬場条例の一部改正についてでございます。1枚おめくりください。

これは、川西町火葬場のうち梅戸火葬場の廃止に伴い、同火葬場に関する項目を削除するものでございます。

次に、議案第36号、川西町自家用有償バス事業に関する条例の制定についてでございます。1枚おめくりください。

これは、川西町において必要不可欠となっている交通空白地域・不便地域における交通弱者の生活交通手段の確保に関して、現在実証運行を行っているコミュニティバスを受益者負担の観点から有料化を行い、長期的に維持・確保を図ることを目的に条例を制定するものでございます。

次に、議案第37号、川西町立川西幼稚園預かり保育条例の制定についてでございます。1枚おめくりください。

これは、幼児の健やかな成長と保護者の子育て支援を図ることを目的として、川西幼稚園において預かり保育を実施するために条例を制定するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

議 長（松本史郎君） お諮りいたします。

ただいま説明のありました日程第18、議案第27号、平成26年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第28、議案第37号、川西町立川西幼稚園預かり保育条例の制定についてまでの11議案につきましては、13日に審議したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 異議なしと認め、13日に審議を行います。

次に、日程第29、同意第2号、川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 異議なしと認め、議題といたします。

議案の朗読を省略し、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 同意第2号、川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてでございます。

現在お願いしております杉岡良宏氏の任期が満了となりますので、引き続きお願いしたいと考えております。

よろしく申し上げます。

議 長（松本史郎君） ただいま説明のありました同意第2号について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。  
お諮りいたします。

同意第2号、川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長（松本史郎君） 賛成全員により、本案件は、原案どおり同意することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会いたします。

なお、明日より12日までは休会とし、13日午前10時に再開いたします。

本日は、長時間どうもありがとうございました。

(午後1時06分 散会)

平成 2 6 年川西町議会

第 2 回定例会会議録

( 第 2 号 )

平成 2 6 年 6 月 1 3 日



## 川西町議会第2回定例会（議事日程）

平成26年6月13日（金）午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1	議案第27号 ～ 議案第37号	質疑・討論  採決
	（追加日程）	
第2	発議第2号	「手話言語法」制定を求める意見書について
第3	発議第3号	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書について
第4	発議第4号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について
第5	発議第5号	取調べの全過程の可視化と検察手持証拠の全面開示を求める意見書について
第6	発議第6号	集団的自衛権行使容認の白紙を求める意見書について
第7	発議第7号	窓口負担の無い、中学校卒業迄の子どもの医療費助成制度の創設を求める意見書について
第8	発議第8号	子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業まで拡充するとともに、窓口無料とすることを求める意見書について

(午前10時00分 再開)

議長 (松本史郎君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。過日、当局より提案説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

議案第27号、平成26年度川西町一般会計補正予算についてから、議案第37号、川西町立川西幼稚園預かり保育条例の制定についてまでの11議案について、質疑ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員 (芝和也君) それでは、過日本会議で説明のありました議案第27号、平成26年度川西町一般会計補正予算についてから、議案第37号、川西町立川西幼稚園預かり保育条例の制定についてまでの各議案の中で、27号、26年度の一般会計補正予算、それから、34号、町税条例、36号、川西町自家用有償バス事業に関する条例、この3議案についてお尋ねをいたします。

まず、一般会計補正についてです。

この中で、町長が肝いりでポストを置いてはりますコーディネーターさん、これの雇い入れの補正が組まれています。これは3月の予算議会の段階では全くなかった話で、年度末になってポッと湧いて出てきた話でありまして、我々議員に対しては、ちょうど小学校の入学式の4月8日に皆が顔を合わせますので、そこで説明を伺った、こういう内容であります。そのときも我々サイドから否定的な声も上がっているのは御承知のとおりであります。

町長の懐刀としては、副町長を初め幹部職員がずらっとそろっておられるわけでありまして、町全体の各種各層の皆さんの声をできるだけ拾っていくためにということで、そのポストを置いてはるわけですがけれども、理由はいずれにせよ、町長の必要やという判断でこのポストを設置しておられます。極端に言わはる人の中には、そのことを公費で小遣いをやっはるんねんというふうに、やゆするような内容で言われる方も中にはおいでであります。いずれにしても、それらの背景には、町長の後援者としておられる方がコーディネーターということでこのポストに就いてはるということがあって、そういう声にあらわれてくるのであらうと、こういうふうに思います。

町長の掲げておられるビジョンをやっていくために全体の声を捕捉していこうと思えば、全職員がきちんと配置されているわけですので、町の組織をフルに活用して、総動員して捕捉していくことは全く不可能ではない話だと私は感じているところであります。そして、わざわざこういうポストを置くということで言うならば、そういう声の捕捉という側面よりも、やっぱり今の状況からして、住民の皆さんの暮らし向きというのはなかなか厳しい側面が大変あるわけですから、そういう困っておられる皆さんの相談相手として、その解決に向けて一緒に手だてを打っていく、そういう機関を設置していく、その窓口として働かせていってはどうか、かように

考えるわけでありませけれども、そこら辺、前年度に続いて新年度も補正を組まれて、1年このポストを置くということでもあります、町長御自身、今の話に関していかがお考えになるか、お尋ねをいたします。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 私が就任してから、就任する前から、住民の皆さんの声を幅広く聞いて町政に生かすということ掲げてまいりました。議員がおっしゃっていますように、職員の皆さんもおり、各種団体もおり、そういった皆さんから声を拾い上げていけば、意見を聞いていけば事足りるのではないかというお話でございますが、当然、議員の皆さん、各自治会の会長の皆さんから意見を聞くということ主体にしながら、さらにそれで捉え切れないといいますか、届いていない意見を町声コーディネーターという第三者的な立場の人間を置いて拾い上げていきたい、こう考えておるところでございます。

生活相談に関する件というお話でございますけれども、消費生活相談という形で別に聞く機会も設けております。それとは別に幅広い意見を住民の皆さんから拾い上げていくという上でも、こういった形が必要ではないかということで、もう1年対応させていただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

議 長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 昨年も12月議会ですか、同様の趣旨の質問をさせていただきました。今お述べの内容で、設置についてはお答えであるわけでもあります。町内の事情にしろ、地域の実情にせよ、就任当初、右も左もそんなにつぶさには把握していないというのは、それは当然あってしかるべきであると思いますが、それをフォローして支えていくというのが、副町長を先頭として町長事務部局におられる職員の皆さんがきちんと配置されているわけでもあります。

大事なことは、町長が掲げるビジョンを進めていくということで政治判断をしていく、量的にも方向的にもそこを見極めていくというのは町長の仕事になるかと思いますが、仕事はやっぱりこれまで蓄積してきたノウハウを十分に備えている職員みんな、関係者みんなが、それはそれできちんと配置されているわけですので、そこら辺を存分に発揮して、町長が相談すべき、投げかけるべき相手というのは住民になってくると私は思います。

ですから、これがとてつもなく広い、大きな町域ということになってまいりますと、それはなかなかすぐにはいきませんが、幸か不幸か、川西町は、住民の皆さんの人口にしても地域の面積にしても、非常に小ぢんまりとまとまっているわけですから、そこは有効に働いて、うまく活用していける、町長がいろいろ声を捕捉していく、そして自分のビジョンを語っていく、みんなでまちをつくり上げていくということには意思の疎通が十分に果していける、そういうまちだというふうには私は思っております。その辺、町長御自身は、引き続きもう1年、幅広く声を捕捉するためにこのポストを置くということでもありますけれども、そういった意味では、町長が若さと行動力で町政に新風を吹き込んでいく、やっぱり町長がかわって

町が変わったなどと言われるゆえんというのは、能動的に町長が動いて、今までにない町の機能をフルに発揮して、みんなの声を捕捉し、住民とともに相談し、手を携えながら進めていく、そういうまちづくりではないかと存じます。

そういう観点でも、改めてその辺、設置のし直しについての考えはありませんか。重ねてお伺いいたします。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 当然、現在でも各地域に出向いて、いろんな方々とお会いしてお話を聞いておるんですけども、何分私一人では活動時間も限られておりますし、一人の力では何人にも会うこともできませんので、やはり私の分身という形でも町声コーディネーターという方を置いて、1人で聞くとところが2倍聞けるという形をとって、住民の皆さんの意見を拾い上げていきたいと思っております。

これに限らず、いろいろ住民の皆さんの御意見を聞く方法なども今後も検討を進めてまいと考えております。

以上です。

議 長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） それでは、続きまして34号、町税条例についてであります。

これは、地方自治法改正に準拠する形での改定ということであります。その中で、法人住民税の税率の引き下げについてお伺いいたします。

これは、この議案の説明にもありますように、消費税率の引き上げによる地域間格差の是正のために、地方法人税、法人住民税の一部を国税化して、それを後ほど交付税の原資にして新たに各自治体に間配ろうということのようであります。

それはそういうことなんですけれども、交付税と地方団体との関係で言いますと、本来こうした自治体間の格差を調整していくという形で交付税化されているわけですから、そういうお金の流れ、税源としては、国と地方の間の税源の配分割合、これを見直していくということでもって自治体間格差というのは是正していくのが本来の筋ではないか。消費税が上がれば、もともと取っている地方住民税の一部を国税化して、そしてそれをもう一遍交付税として間配り直すというのが今般の改正で、法律改正でそうになりましたので、自治体としてはそれに準拠する形で進めますけれども、そういうやり方、税制について、今申し上げましたように、国と地方の間のやりとりというのは、もともとの税のやりとり、この配分をどう変えていくのか、そこの税源の割合をどう変えるのかという問題に帰すると私は思いますが、町長自身は、こういう今回のやり方について、どういうふうな御所見をお持ちか、お伺いしておきたいと存じます。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 今回、法人税率引き下げで、そのかわりとして地方交付税で税源を賄うという形ではございますが、昨今、地方分権が叫ばれている中、私個人的な感覚で言いますと、やはり地方分権という意味からも、地方独自で税源を捉えて、地域の自治活動を行うというのがよろしいかと思うので、何かから何まで交付税で対応されるというのは、ちょっと私の考えと合わないなという思いはございます。

以上です。

議 長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 交付税と地方独自の税源という意味合いで町長の御所見を述べられたのかなというふうに思います。それはそれで了解しました。だから、税源としてはもっと別のところで、地方は地方で独自に調達できる税源を確保しておいたらええというふうな感覚での話なのかなというふうに思ったわけですがけれども、それは、要するに税の仕組み、根本を変えていかないことには、そういう方向にはならないと思いますから、その辺の政治判断はまた今後に出てくるかもわかりませんが、現行上は、地方交付税という形で地域間格差をなくしていくために調整弁的な働き方で国税が自治体に間配られているというやり方でありますから、そのやり方をするならば、今回のように、もともと地方税として取っていたものの一部を国税化して吸い上げられると。法人さん、各事業所からすれば支出するものは一緒ですが、もともとはそれがそっくりそのまま自治体に入っていた。しかし、その一部を国税化して、また交付税の形で間配するというシステムについては、町長の先ほどの考え方からしたら、相反する、こそくなやり方ではないかと思っておられるかと存じますが、その辺はそういうふうに私なりに理解をしておきたいと存じます。ちょっと角度が違いで、若干ニュアンスが違うでということでしたら、またお答えいただければと存じますが。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） おっしゃっているとおりで、交付税という形で国から地方に税金が分配されると、地域で自治体活動というのに努力をしなくなると思うんです。しっかり自分たちの活動については自分たちで税源を賄うという形で執り行うことで、特色ある地域、限られた税収の中でどういったまちをつくっていくのかと、いろいろ考えができますので、全て地方交付税という形で国から支給されると、地域が地方分権のために努力しなくなる。どこの自治体も全て一律のサービスができなくなるのではないかという思いがございます。

以上です。

議 長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 3議案目の36号のコミバスの有償運行に関しての設置条例についてであります。

実施まで1カ月ほどに迫ってまいりました。今、準備が着実に進められているところでありますが、有償運行ということで、車も一新されまして、乗車定員も最大14名ということで、今よりも膨らむということであります。現在聞いている内容では、日常の乗車状況は、この規模の乗車数でありますと、ほぼ賄えるという見通しのようであります。

現在は、積み残しが発生した場合は、職員が走って対応していただいているということで、御利用の利便性から言えば御不便をおかけしているということはないようで、それは非常に有効な策として働いているようでありますが、今後は有償運行ということになりますので、道路運送事業法等々の関係も絡んできて、そ

ういった対応ができない旨、今は担当部局からは聞いているところであります。

これは単純にですけれども、もともとできていたものができなくなるというのは、サービスの後退というふうにお感じになる方もおられるかも知れませんし、また、ニーズとして出てきているのは、やっぱり土日の運行というのは一定量のニーズがアンケートの結果からもうかがえるところでもあります。逆に、土日は家の者がいてるから、足の便はあんねんということで、利用せんでもいけるよという方も一定数あるのもアンケート調査等の結果でも見えることでありますけれども、せっかく有償運行に踏み切るといことですので、従前のサービスから後退しないように、路線の若干の変更で、より充実した範囲を網羅していく、便数も増やして利便性向上につなげていく、そういった有償化に向ける中で、車のパイを広げて、そして便数を増やして、バス停も増やして、路線も充実させていくという取り組みがなされるわけでありますので、あわせてその辺、従前の取り組みに対して引き続き対応が漏れるということのないような措置をとるべきと存じますが、その辺はいかがお考えでありますか。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 今回、7月14日より有償運行を始めるんですけども、平日、月曜日から金曜日で、バスの便数は以前より1便増加させ、大人については1乗車100円という形で始めます。

先ほどおっしゃった土日祝日の運行がないのではないかというお話でございますが、町の催し、夏フェスタ、文化祭には運行を予定しておりますし、また、従来、年末年始近くはかなりの日数動かしていなかったのを、年末近くまで運行し、休みは12月31日から1月3日までとし、それ以外は運行するという形で、利便性を向上させております。

今後については、実際乗車された方のニーズや、あと状況を考えながら、いろいろ検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 今、町長がお述べのように、改善点はあるんです。それはそれで、有償化スタートということで全体を見直しているということは十分に承知をしているところです。ただ、土日祝日というのは、それなりに御利用の皆さんからのニーズとして上がっているのも、調査結果ではきちんとあらわれてきているところですのでね。

今までの無償の取り組みですと補助金がありませんけれども、有償に踏み切ることによって国の補助金が入ってきます。そういう点では歳入が発生しているわけですから、歳入歳出の差し引きで言いますと、これまでの取り組みよりも歳入として補助金が入ってくる分、町の持ち出しは少なくなるわけでありますので、そういう点で言うと、土日運行することによって新たなコストも発生していくことにはなりましようが、その辺は財源的には融通がきいてくるだけの分も生かしていったらいいというふうに私は考えているところであります。

いずれにしても、状況を見ながら鋭意検討していくという話でありましたので、その辺、土日の運行でありますとか、積み残し状況が発生した場合の対応等々については、引き続き検討いただきたいと思います。そこら辺、重ねて伺っておきたいと思います。積み残しの対応の件も含めて、よろしく願いいたします。

議 長（松本史郎君） 副町長。

副 町 長（森田政美君） まず、土日の運行についてでございますけれども、基本的に現段階では月曜から金曜までの運行で、買い物に関しては事が足りるのではないかと考えております。それと、やはり独居老人等々もおられるとは思いますが、全ても、全て100%行政で手を施すということではなく、やはりそこには御家族さんの御協力ということも必要かと思っておりますので、いましばらくは月曜日から金曜日までの平日運行ということに特化させていただきたいと思っております。

近くに御家族さんがおられないとか、またそういうニーズが高くなってきた段階で検討すればいいのかなというふうに思っております。

それから、積み残しの件につきましては、バスはこれまで使っていたバスがあるんですけども、今度からは二種免許がないと運行できないということですので、先ほど町長が申しましたように、現状、いざ走らせてみて、その状況を踏まえた上で、新たにまた検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議 長（松本史郎君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） それでは、過日の本会議で上程の議案第27号、平成26年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第37号、川西町立川西幼稚園預かり保育条例の制定についてまでの11議案に対する討論を行います。

態度表明は、27号の一般会計補正予算以外は賛成、27号は反対の立場からのものであります。

まず、26年度の一般会計補正予算であります、3月の予算の段階では想定できなかったことへの対応補正でありまして、1件を除いては妥当な措置と判断いたしますが、町長肝いりの町声コーディネーターの雇い入れについては反対であります。

以前から申し上げておりますとおり、町長の政治上の後援者が町長就任後、自らが起こしたポストに就けること自体、それが必要不可欠なポストであって、結果としてたまたま人が重なったとしてもどうかと思われませんが、この雇い入れについては、住民の中からも公費で小遣いを支給しているとやゆされるような状況を招いていること自体、決して好ましい取り組みと言えないものではありません。

町長は、本町住民に対して、若さと行動力でまさに新風を吹き込んでこそ、皆さんの期待に応えるというものでありますし、身の回りには、町長の目指す町政を支えるべく自ら選任なされた副町長を先頭に、経験豊かな職員の皆さんがその事務部局として控えているわけでありますから、そのノウハウと能力を存分に引き出しながら、自らも試行錯誤し、住民の皆さんにも率直に相談して、知恵を絞り、職員、そして住民の皆さん、我々にも依拠しながら、町長の標榜なされている住民参加のまちづくりに道が開けていくというふうに感じているところであります。

また、住民の皆さんの声に耳を傾けることは大変大事なことでありますので、決しておろそかにせよと言っているわけではありませんが、新たなポストを立ち上げるならば、そのポストは、今日の社会経済情勢からして、住民の皆さんを取り巻く環境は大変厳しいものでありますので、日常の営みで困っておられるような問題にこそ耳を傾け、その解決に取り組む機関の窓口として運営なさってはと存じます。

よって、26年度の一般会計補正予算については反対いたします。

以下、28号の水道会計補正での弁護士費用の支出、あとは条例案ですが、29号の町長の専決処分事項の決定、30号の本町情報公開条例の対象拡大、31号の統計法改正に伴う本町個人情報保護条例の引用文の変更、32号の効力失効条例の廃止、33号の役職名の名称変更、34号の地方税法の改定に伴う町税条例の改定、35号の梅戸火葬場の廃止、36号、有償バス条例の制定、37号の町立幼稚園での預かり保育の実施条例については、いずれも賛成するものであります。

後先になりましたが、36号の有償バス条例について一言触れておきます。

今も質疑しましたように、今般のコミバスの有償化に伴うサービスの後退は、やはりあってはならないものと存じます。従前はフォローされていた積み残し、実情に応じて対応していくということでありましたので、その対策は方々お願いをしておくものであります。また、一定のニーズがあります土日の運行についても、御利用の皆さんの利便性向上に向けて取り組むということでありますので、この件もあわせてお願いをするものであります。

有償化に伴い得られる条件を生かして、それぞれの施策をぜひ前向きに検討していただくことを求めておきまして、今般提出の議案第27号、平成26年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第37号、川西町立川西幼稚園預かり保育条例の制定についてまでの11議案に対する討論を終わります。

議長（松本史郎君） ほかに討論ありませんか。

2番 堀格君。

2番議員（堀 格君） 2番、堀でございます。

今般上程されております議案27号から37号までの各議案につきまして、賛成するものであります。賛成の立場から若干御意見を申し上げたいというふうに思います。

まず、議案第27号の平成26年度の一般会計補正予算であります。この中で、今般新たな文化活動チャレンジ事業補助金というのをもらって文化活動をやっている。これは非常にいいことだと思いますので、本年度に限らず、こういうものがあれば今後とも継続していただければというふうに思います。

何と言いましても、川西町をいかに魅力あるまちにしていくかという観点から考えていきますと、こういったものにぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

今定例会の初日に、同僚議員から人口減少の話がありましたけども、あの人口減少は、基本的には国立社会保障・人口問題研究所が、平成22年度の国勢調査に基づいて、平成22年度までの実績値から将来を算定した数字であります。我々としたら、人口減少というのは、要するに平成24年度以降何もしないということになるよ、放っておいたらこうなるよという警告と受けとめるべきであると思います。

政府におきましても、その後、子ども・子育て支援法をつくったり、保育所の増設や学童保育の増員等、いろんな手を打っているわけでありまして。特に人口減少の問題で申し上げますと、国としてある程度の人口が減るのはやむを得ないと思いますけども、この研究所では、各自治体も同じような数字を出しているわけでありまして。これは、何もしないで手をこまねいている自治体と、次々といろんな手を打っていく自治体で、この人口減少の状況は、恐らく何年か先にはものすごい格差が出てくると思います。世の中、限界集落というような言葉が言われておりますが、今はもう限界集落を通り越して、消滅自治体という言葉が生まれてきております。そういう時でありますから、今般のようなこういうものにどんどんチャレンジして、要は、住んでみたくなるまち、住んでみてよくなる川西町というのを、みんなの力を合わせて頑張っていきたいというふうに思います。

その一環で駅前周辺も整備していこうというわけでありまして。これはお金のかかる話でありますから、長期間かけてやるわけでありまして。広報に載ったときに、「28年度から着工して5年間かかるの。そんなころまで俺は生きていかな」という声も幾つかあったのは事実でありますけども、お金のかかる話でありますから、要は、こういうことをやっていくときにグローバルに考えて、着実に一步一步実施していく。前から申し上げておりますが、着眼大局・着手小局ということで、すばらしいまちづくりに邁進していただきたいと思いますし、我々も協力してまいりたいというふうに思っております。

それから、先ほど税条例の関連の話がありましたけども、今般はどうしても東京に人口がどんどん集中して行って、あらゆる税が東京に集中していくというのは、これはある程度修正していかざるを得ないということでありましょうから、国の施策としてこういうのが出てくるのは、ある程度許容せざるを得んのかなと、私はそういうふうに感じているところであります。

それから、バスの運行の関係でありますけども、補助金を得るために、残念ながら料金を取らざるを得ない。これは補助金を得るためでありますから、よその

自治体等も勘案して、100円という最小限ということであります。許容範囲じゃないかというふうに思います。今般、バスも一回り大きくされますし、それによって積み残しも減るだろうというふうに予測をしております。本来は土日も動かすといいんでしょうけれども、もともとコミュニティバスを動かす本来の狙いは、平日、家族の人が働きに行って、いない。お年寄りだけが残っていて、診療所に行きたい、役場へ行きたい、ちょっと買い物に行きたいというときに身動きがとれないから、バスを動かそうというのが、もともとのスタートの原点でありますから、その原点は忘れずに、あといかに付加給付をしていくかということだと思います。とりあえず若干改善されたこの運行計画でやっていくというのはいいことじゃないかというふうに思っております。

以上、各議案に賛成の立場から若干の意見を申し上げさせていただきました。

以上でございます。

議 長（松本史郎君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第27号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（松本史郎君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

議案第28号より議案第37号までの10議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（松本史郎君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

発議第2号、「手話言語法」制定を求める意見書についてより、発議第8号、子ども医療費助成制度を通院も中学卒業まで拡充するとともに、窓口無料とすることを求める意見書についてまでの7議案を追加議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 異議なしと認め、追加議題といたします。

日程第2、発議第2号、「手話言語法」制定を求める意見書について、提出者の説明を求めます。

3番議員 伊藤彰夫君。

3番議員（伊藤彰夫君） おはようございます。伊藤でございます。

「手話言語法」制定を求める意見書について、御説明いたします。説明につい

ては、意見書案を朗読させていただきます。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として守られてきました。

しかしながら、ろう学校では禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006年（平成18年）12月に採択されました国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、下記の内容を盛り込んだ「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望します。

#### 記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

議員各位の御理解、御協力を賜りますとともに、御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議 長（松本史郎君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。  
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

発議第2号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（松本史郎君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第3、発議第3号、特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書について、提出者の説明を求めます。

10番議員 中嶋正澄君。

10番議員（中嶋正澄君） 意見を述べさせていただきます。

特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書について。

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書

2013年12月6日、第185回国会において、特定秘密の保護に関する法律（以下、「特定秘密保護法」という）が制定された。

特定秘密保護法には、野党、マスコミ、弁護士会、労働組合、市民団体から多くの懸念の声が出されてきた。しかし、政府は、十分な国会審議を尽くさず、法案の採決を強行した。

特定秘密保護法においては、秘密指定自体の是非をチェックする第三者機関を設けることが想定されていない。よって、恣意的に秘密指定がされる危険性がある。

また、特定秘密として指定することができる最長期間が定められていない。そのため、特定秘密が永遠に特定秘密のままとされ、国民の目から隠され続け、特定秘密としての指定が適正だったかどうか、後世の国民による検証も困難となる可能性がある。

さらに、特定秘密保護法が施行されると、高い公益性を有する内部告発等も処罰されることとなり、国民が政府についての有益な情報を知る機会が損なわれ、国民の知る権利が侵害されるおそれがある。

この点、アメリカ合衆国の制度等を参考にして作成された国際的ガイドラインであるツワネ原則は、政府が秘密指定をすることができる最長期間を法律で定めるべきであること、内部告発によりもたらされた公益が秘密保持による公益を上回る場合に、内部告発者は報復を受けるべきではないこと等を求めている。特定秘密保護法には、ツワネ原則の求める国民の知る権利を保障するための規定を欠き、このままでは到底受け入れることはできない。

政府においては、知る権利を侵害する特定秘密保護法を廃止すべきである。

どうぞ議員の皆様、御賛同賜りますように、よろしくお願いいたします。

議長（松本史郎君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。

堀議員。

2番議員（堀 格君） 2番、堀でございます。

特定秘密の保護に関する法律そのものの廃止を求めるという意味での意見書ということで、反対をさせていただきたいと思います。

現在、我が国の国民全体において、どういうものを本当に秘密として守ることが国益にかなうのか。特に、私も民間にありましたけれども、企業秘密というのもいろんなところで漏えいが起こっている、そういうふうな全体の状況から見ましたら、国民全体が国益を守るために秘密というものはやっぱり大切にせないか

んという意識は当然持っていないと、日本の国家というものが成り立っていないというふうに思います。

ただ、現在の法律は、ここにありますように、国際的なガイドラインから、ややそれにそぐわない面があるとするれば、その点の是正を求めるという意見書であれば賛成をいたしますけれども、まずもって保護法そのものを廃止するという意味での意見書でありますので、反対という態度表明をさせていただきます。

以上でございます。

議長（松本史郎君） ほかに討論ありませんか。

芝議員。

11番議員（芝 和也君） 11番、芝和也です。

特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書に賛成の立場から討論を行います。

この法律のもとに捕まりましたらよくわかるんですけども、実は、何が秘密かが秘密というのがこの法律であります。その秘密の内容を誰が決めるのかということになりますと、行政機関の長が決めるということになっていきますので、まことに恣意的にその秘密の内容が決まってくるということでもあります。

また、我々がずっと住んでいます近代の日本社会においては、罪刑法定主義といまして、悪いことをして捕まった場合は、あんたは何をしたから、どういう罪によってこういうふうに刑に服するというふうに問われて、裁判を受け、裁かれるということになっていきますけれども、この秘密保護法は、何が秘密かが秘密でありますから、ある日突然、秘密保護法違反で逮捕ということになりますけれども、その場合、一体何をしたことが秘密保護法違反なのか、それが秘密ですので、裁判で裁かれるにも、何をしたかは秘密というまま裁かれていきますので、そういう意味では全く法律の体をなしていない。

どこに対して有効に働くかといいますが、戦時立法みたいなものができてきますと、こういった国家機密に基づくような行政機関の長がその内容を秘密にできると決められるような法律がありますと、まことにもって都合のいい法律ですから、そういう意味合いでこの法律が制定され、しかも、皆さん御承知のとおり、昨年末、非常に短期日の間で——普通、諸外国ではどこの国でも、こういう秘密規定に関する法律は数年かけて議論をし、取り組んでいくものでありますけれども、それも行われずに、与党の多数で強行された、そういう性質の法律でありますので、こういう法律に関しては廃止をする、この意見書のとおり賛同するものであります。

議員の皆さんにおかれましても、ぜひ賢明なる判断をいただきまして、御賛同いただきますことをよろしくお願い申し上げまして、賛成の立場からの討論いたします。

議長（松本史郎君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松本史郎君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決い

たします。

発議第3号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (松本史郎君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4、発議第4号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、提出者の説明を求めます。

11番議員 芝和也君。

11番議員 (芝和也君) それでは、発議第4号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書につきまして、伊藤彰夫議員、森本修司議員の賛同を得まして、本日ここに提出いたしました、奈良肝炎の会、B型肝炎訴訟大阪原告団の弁護士、薬害肝炎訴訟大阪原告団の弁護団から陳情がありました当意見書について、提案理由の御説明を申し上げます。

皆さん御承知のように、我が国におけるウイルス性肝炎患者は、実に人口の3%にもなっていておきまして、これだけ蔓延するに至ったのは、国にその責任があるからでありまして、それは既に肝炎に対する一連の特別措置法の制定時に明らかとなっている問題であります。

したがって、ウイルス性肝炎患者への医療費助成等の措置が一定程度は実施されてはおりますが、対象が限定されているために、助成対象から外れている患者さんが相当数に上ることや、肝硬変や肝がん患者さんにとっては、相当高額な医療費負担が伴うという問題が生じているようであります。

また、身体障害者福祉法上の障害認定の対象にもなっていないながらも、その基準が極めて厳しく、実際には亡くなられてから仏壇に障害者手帳が届きましたと報告するような状態だそうでありまして、現実問題としましては、法の趣旨がほとんど生かされていないのが実情のようであります。

これらのことにかんがみ、この種の病気になった責任が国にあるわけですから、既に実施の特別措置法の制定時に上がりました肝炎患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めることとする、この国会の附帯決議に沿って、その具体化を図ることが早急に求められている今日的な問題であります。

本町住民にも単純に3%を当てはめれば、相当数の患者さんがおられることとなりますので、国がその責めにおいてきちんと務めを全うするよう、本町議会といたしましても、患者の皆さんとともに声を上げるべく、意見書を提出しようとするものであります。

議員の皆さんにおかれましては、よろしく御議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

何とぞよろしくお願いいたします。

議長 (松本史郎君) 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長（松本史郎君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

発議第4号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（松本史郎君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、発議第5号、取調べの全過程の可視化と検察手持ち証拠の全面開示を求める意見書について、提出者の説明を求めます。

1番議員 勝島健君。

1番議員（勝島 健君） それでは、発議第5号の取調べの全過程の可視化と検察手持ち証拠の全面開示を求める意見書について、説明いたします。

内容は、提出書面のとおりであります。

目的は、近年相次いで明らかとなっている冤罪事件をなくすことであります。

最近の犯罪は、巧妙化、凶悪化する傾向にあり、警察・検察も捜査に手を焼いていることは理解できなくもありません。しかしながら、誤認逮捕から起訴に至ることは、誰にも可能性があります。警察・検察が拙速に成果を求めることのないよう、取調べの可視化及び裁判時の手持ち証拠の開示を内容とする法改正をここに要望するものであります。

以上、説明を終わります。

よろしく御審議、御賛同をお願いいたします。

議 長（松本史郎君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。

堀議員。

2番議員（堀 格君） 2番、堀でございます。

反対の立場から討論させていただきます。

問題点としては、可視化の問題と、もう1つは手持ち証拠の全面オープンという2つの論点があるんですが、まず1点目の可視化につきましては、何と云いましても、毎日いろんな事件が全国で起こっている。それを警察・検察が全て対応していかなきゃならないという現状の中で、今この可視化の問題については、賛成論、反対論、いろんな議論がなされているところであります。

一方的に、実際に苦労している警察官・検察官の意向を無視して全て可視化というのがいいのかどうか。もっと専門家の意見の中でこれは進めていくべきだと私は思っております。実際の捜査あるいは取り調べを経験したこともありませんし、そういった中で、あまり知識のない中で意見を出すということについては差し控えたいという意味で反対するものであります。

それから、もう1つの論点の証拠の全面開示ということですが、民事事件じゃなくて刑事事件にありましては、法の目的というのは正義の実現にあるわけですから、やはりあらゆる証拠を全部出して、裁判員、裁判官にそれで判断してもらうというのが本来の筋だと思います。村木厚子さんの例も、証拠を

全部出しておけば、ああいうことは起こらなかったわけでありますから、そういう意味で、全面開示については賛成いたしますけれども、一体となった意見書でありますので、全体として反対せざるを得ないという意味で反対であります。

以上でございます。

議 長（松本史郎君） ほかに討論ありませんか。

芝議員。

11番議員（芝 和也君） 11番、芝和也です。

取調べの全過程の可視化と検察手持証拠の全面開示を求める意見書に対しまして、賛成の立場からの討論であります。

この意見書の一番根本は何を求めているのかといいますと、冤罪事件をなくす、そういうことでもあります。冤罪はなぜ生まれるのかということになりますと、物証が得られない場合、証拠として採用されているのが自白ということでありまして、その自白に基づいて裁判が進められて、刑罰を受けて罪に問われ、服役をしているという方が、何年もかかって証拠を積み上げて、もともと白でありますから、それが白ということが証明されて、冤罪となるわけであります。

その出発点はどこにあるのかといいますと、いわゆる物証がない場合の自白に基づき、それが証拠採用ということになってくるわけであります。その自白については、いろんな問題点がこの間多岐にわたって指摘をされてきておりますので、現在、司法の場においても一部の可視化が進められてきているというのが実情でありますから、その筋に沿うならば、全面可視化ということになってしかるべきであろうかと存じます。

また、証拠の開示は全くもって当然の話でありますから、この手の証拠開示がないまま裁判が進められて、そのまま裁判を誤らせたという事件は数々起こってきておりますので、いわゆる冤罪を生まないということのためには、可視化、証拠開示というのは大前提として必要になってくる取り組みということでもあります。罪のない人が罪に問われ、服役をするというほど理不尽きわまりない出来事はありませんので、そういったことがこの日本社会の中で起こることのないよう、整備をしようとするものであります。

議員の皆さんには、よろしく御賛同賜りますよう重ねてお願いをいたしまして、賛成の立場からの討論といたします。

議 長（松本史郎君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

発議第5号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（松本史郎君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6、発議第6号、集団的自衛権行使容認の白紙を求める意見書について、

提出者の説明を求めます。

10番議員 中嶋正澄君。

10番議員（中嶋正澄君） 2つ目の意見書になります。

集団的自衛権行使容認の白紙を求める意見書

安倍晋三首相は、去る5月15日に提出された安保法制懇の報告を受けて、その報告書が開示した「限定的に集団的自衛権を行使する事は許されるとの考え方」について、「従来の政府の基本的な立場を踏まえた考え方」だと評価し、「政府としてはこの考え方について、今後さらに研究を進めて行きたい」と言明され、集団的自衛権の行使容認に向け、憲法の解釈を一内閣の閣議決定で変更して進めようと、現在、与党間の協議を進めておられるところであります。

この集団的自衛権が行使可能と言う事になりますと、それは、これまで自衛隊を海外派兵した際にも敷いた諸法律でも「戦闘地域には行かない」「武力行使は行わない」とした憲法上の歯止めを外してしまう事に他なりませんので、事実上、NATO諸国をはじめとする世界各国の軍隊と同じ道を歩む事にならざるを得ません。

こうなりますと、これまでの我が国の在り方とは全く違う道に突き進むと言うことになりますので、こうした憲法上の歯止めを外すと言う、国の在り方を根本から転換する問題を進めるに当たり、憲法の規定は変えずに解釈変更を一内閣の閣議決定のみで行うということになれば、それは、立憲主義を根本から否定する道であり、住民の暮らしに責任を負い、住民自治を進める地方自治体の議会としても、事を進める根本の問題として到底容認できるものではありません。

以上、見て参りましたように、かくも重大な国の在り方の根本転換に繋がる問題を、憲法の規定をそのままにして一内閣の閣議決定で解釈を変更して事を進めようとする手続きに至っては、断じて認める訳には参りません。

よって、本町議会としましては、今般の政府が進めようとする集団的自衛権の行使容認に関して、白紙に戻すことを強く求める次第でございます。

どうか議員の皆様、よろしくお願いいたします。

議長（松本史郎君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。

堀議員。

2番議員（堀 格君） 2番、堀でございます。

反対の立場から討論したいと思います。

現在の我が国の憲法の前文にこう書いてあるんです。「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と、こうあるわけです。

ところが、現在のアジア・太平洋上の様子、いわゆる緊迫するアジア情勢を見たときに、この憲法の前文そのとおりでいいのかなという疑問を抱いている方は非常に多いと思います。恐らく現在のアジア情勢の中で、多くの国民が具体的に

対応すべきではないかと考えているはずであります。

ところが、残念ながら、現状でいけば、我が国だけで尖閣諸島が守れますか。我が国の国民の安全が守れますか。やはり実態は、オバマ大統領に「尖閣を含め全ての日本の施政下にある地域について、米国は防衛義務を果たす」、こういうことを宣言してもらわないと、我々として安心できないというのが現状であります。

ということは、やはり我が国としたら、我が国の領土、我が国の国民の安全を守っていくためには、同盟国との強い絆を保っていかねば守れないというのが実態ではないでしょうか。

もちろん、この憲法前文をもととして、憲法の第9条には、「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」、こうはっきりうたっているわけでありまして。やはり自衛権の行使として最小限の範囲にとどめるということについては大いに議論すべきだと思いますが、現在の状況から見れば、何らかの形で集団的自衛権というのは認めていかざるを得ないのではないかと、いうところに今置かれていると私は思っております。

本日のニュースを見ましても、公明党もこの集団的自衛権の行使の範囲を非常に狭める方向で党内調整に入る、こういうふうになったようであります。そのうちに閣議決定まで持ち込まれると思います。こういう現段階の状況において、集団的自衛権の行使について白紙に戻すというのを川西町議会で意見書として出すのが、タイミングというか、時期的に、今年の初めぐらいならわからなくてもないんですが、今の段階においてこういうのを出すというのがいいのかどうかということについて、極めて強い疑念を抱くものであります。

そういう意味におきまして反対するものであります。

以上です。

議長（松本史郎君） ほかに討論ありませんか。

芝議員。

11番議員（芝 和也君） 11番、芝和也です。

集団的自衛権の行使容認の白紙を求める意見書に賛成の立場からの討論を行います。

この集団的自衛権の行使容認、こういうことになると、どういうことになるのか。その根幹であります。与党協議としていろんな事例、具体的にどうやこうやとやっていますけれども、そういう問題ではありません。いわゆる戦闘地域に行ってはいけない、戦闘行為に移行してはいけないというふうに、これまで自衛隊が海外派兵に出る際に敷かれた特別措置法はいろいろとありますけれども、どの法律にもそれが書かれている。それは何でそう書かれているのかといいますと、それが憲法上の歯どめだからであります。集団的自衛権行使容認ということになりますと、その歯どめを外す、ここが一番根幹の問題でありまして、事を進めている安倍首相は、これを正面からはなかなか言わはりませんが、根幹はここにあります。

ですから、根本的に我が国の国のあり方そのものを変えてしまう、その取り組みをやるようとしているのが、この集団的自衛権行使容認ということの問題そのものでありますから、これを進めていくのが、皆さん御承知のとおり、一内閣の閣議決定で事を進めようと、こういうことであります。

しかも、当初は期限を切ってはりませんでしたけれども、それを年末の米国とのガイドラインを結ぶまでの間に出そうという話になってきまして、そこにきちっと間に合わそうと、集団的自衛権行使で行きまっせということになれば、もう今国会中にということで、来週にも閣議決定をとということも言われているような状況で、ポンポンと進めていこうと。かくも重大な国のあり方を根本的に切りかえることを閣議決定で進めようとする手続そのものが、集団的自衛権行使容認オーケーと思っている皆さんを含めて、多くの皆さんが今危惧されている問題であります。

御承知のとおり、憲法というのは、国民を縛っているものでも何でもありません。政府を、国を縛っているのが憲法であります。だから、この憲法の規定を変えるとすることは、国民挙げてこの規定を変えましょうということによって変えられた規定に基づいて国が政治を運営する、これが憲政の常道であります。まさにその常道を逸脱して事を進めようとしている、そのやり方、手続について、今般の政府が進める集団的自衛権行使容認は白紙に戻せというのが、この意見書で求めている内容であり、まさにこれが国会で進もうとしているときに、それに歯どめをかける声というのは、当然あってしかるべきの取り組みであります。

議員の皆さんには、賢明なる判断をいただきまして、御賛同いただきますようお願いを申し上げます、賛成の立場からの討論とさせていただきます。

議 長（松本史郎君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

発議第6号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（松本史郎君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第7、発議第7号、窓口負担の無い、中学校卒業迄の子どもの医療費助成制度の創設を求める意見書について、日程第8、発議第8号、子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業まで拡充するとともに、窓口無料とすることを求める意見書については、提出者、賛成者、内容等関連がございますので、一括して説明を求めます。

12番議員 大植正君。

12番議員（大植 正君） 発議第7号、窓口負担の無い、中学校卒業迄の子どもの医療費助成制度の創設を求める意見書。

少子高齢化からの脱却が喫緊の課題となって久しい今日、子育て世代が安心し

て暮らせる社会の構築が求められていることは承知のとおりであります。その要因には、若い世代を取り巻く社会経済環境の悪化が避けられませんかし、これらは、若者の結婚観はもとより、将来設計を脅かす大きな要因として社会に提起されている重要な問題であります。

こうした中、懸命に子育てを続ける若年層にあっては、「給料日前に子どもが熱を出し、財布はもちろん、貯金も底をつきかけている中、ヒヤヒヤしながらお医者さんに行くのは大変」「他府県では、窓口での医療費負担がないので病院に行けたのに」等々、経済的要因から来る心配と悩みが切実な問題として、奈良県下各地で共通して出されている声であります。

これらの声に応えるべく、本町を初め、県下はもとより全国の全ての地方自治体では、手を差し伸べるべく、さまざまな取り組みが実施されていることは御承知のとおりでありまして、入通院ともに義務教育終了までを対象に、窓口負担のない医療費の助成制度の創設が、今日、全ての子育て世代の切実な願いとして求められている問題になっています。

現在、奈良県では、個人負担分を一旦窓口で支払い、一部負担金を除いて、後日貯金口座に振り込まれる自動償還払いが制度化されていますが、当該制度では、とりわけ所得の低い世帯にとっては、一旦窓口での支払いが生じることから、その負担が受診をためらう要因にもつながっており、早期治療に結びつかないことも多々あります。

全国的には、既に36都道府県で窓口負担なしで受診することができ、近畿では奈良県以外の全ての府県で窓口負担なしの医療費助成制度が実施されていますので、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願う上でも、子育て世代を応援するためにも、本町議会といたしましては、ぜひ国におかれましては本制度に取り組んでいただき、居住地に関係なく、全ての子育て世帯が入通院ともに義務教育終了まで医療費の心配をすることなく、安心して子どもをお医者さんに診てもらえるよう、子どもの医療費助成制度の創設を求める次第であります。

先ほど議長がおっしゃったように、7号と8号は関連がありますので、7号については送付先が衆参両議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、子育て支援担当大臣、そして、8号、子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業まで拡充するとともに、窓口無料化とすることを求める意見書、これについては、奈良県知事宛てに送付することになっております。

賛成者、勝島議員、伊藤議員、芝議員。提出者、大植正。

議員各位におかれましては、何とぞ御賛同のほど、よろしく願い申し上げます。

議長（松本史郎君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。  
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松本史郎君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

発議第7号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(松本史郎君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

発議第8号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(松本史郎君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長(竹村匡正君) 平成26年度川西町第2回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

今議会に提出いたしました各議案につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長(松本史郎君) これをもちまして、平成26年川西町議会第2回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前11時19分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年6月13日

川西町議会  
前議長

前副議長

議長

署名議員

署名議員

## (議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
選挙第1号	議長選挙について	6月9日	
選挙第2号	副議長選挙について	6月9日	
選挙第3号	議会選出の議員の選出について（式中組合議員）	6月9日	
承認第1号	平成25年度一般会計補正予算の専決処分について	6月9日	原案承認
承認第2号	平成25年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分について	6月9日	原案承認
承認第3号	平成25年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分について	6月9日	原案承認
承認第4号	平成25年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分について	6月9日	原案承認
承認第5号	平成25年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算の専決処分について	6月9日	原案承認
承認第6号	平成25年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分について	6月9日	原案承認
承認第7号	平成26年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について	6月9日	原案承認
承認第8号	川西町税条例の一部を改正する条例の一部改正について	6月9日	原案承認
承認第9号	川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について	6月9日	原案承認
議案第27号	平成26年度川西町一般会計補正予算について	6月13日	原案可決
議案第28号	平成26年度川西町水道事業会計補正予算について	6月13日	原案可決
議案第29号	町長の専決処分事項に関する条例の一部改正について	6月13日	原案可決
議案第30号	川西町情報公開条例の一部改正について	6月13日	原案可決

議案第 31 号	川西町個人情報保護条例の一部改正について	6 月 13 日	原案可決
議案第 32 号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免職及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について	6 月 13 日	原案可決
議案第 33 号	特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	6 月 13 日	原案可決
議案第 34 号	川西町税条例の一部改正について	6 月 13 日	原案可決
議案第 35 号	川西町火葬場条例の一部改正について	6 月 13 日	原案可決
議案第 36 号	川西町自家用有償バス事業に関する条例の制定について	6 月 13 日	原案可決
議案第 37 号	川西町立川西幼稚園預かり保育条例の制定について	6 月 13 日	原案可決
同意第 2 号	川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任について	6 月 9 日	原案同意
発議第 2 号	「手話言語法」制定を求める意見書について	6 月 13 日	原案可決
発議第 3 号	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書について	6 月 13 日	原案可決
発議第 4 号	ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について	6 月 13 日	原案可決
発議第 5 号	取調べの全過程の可視化と検察手持ちの証拠全面開示を求める意見書について	6 月 13 日	原案可決
発議第 6 号	集団的自衛権行使容認の白紙を求める意見書について	6 月 13 日	原案可決
発議第 7 号	窓口負担の無い、中学校卒業迄の子どもの医療費助成制度の創設を求める意見書について	6 月 13 日	原案可決
発議第 8 号	子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業まで拡充するとともに、窓口無料とすることを求める意見書	6 月 13 日	原案可決